

会 報

公認会計士三田会



慶應義塾復興50年の年頭に当って

塾長 鳥居 泰彦

本年は戦後50年にあたります。これはとりもなおさず、慶應義塾が戦後の廃墟から復興に立ち上がってから50年という節目の年を迎えたことになります。年頭にあたり、塾長として義塾復興50年の歴史を顧みるとき、私は塾祖福澤先生以来の伝統の重みと義塾社中の義塾を思う心の深心さに、あらためて胸をうたれる思いがいたします。

創立以来137年の長く輝かしい義塾の歴史のなかで、義塾は幾度か存亡の危機に見舞われておりますが、第2次世界大戦によって蒙った被害とその後の財政危機は、まさにその最たるものの一つでありました。私は終戦直後の義塾の状況を、残された資料や先輩諸兄のお話によるほか窺い知ることができませんが、全国の大学の中で最も手痛い戦災にあった義塾が、よくぞここ迄発展を遂げられたのだと感慨を強く抱かざるをえません。

いまや慶應義塾の戦禍の傷痕は全く癒えたばかりでなく、更に湘南藤沢、ニューヨークへと規模を拡大し、各キャンパスには現代社会の求める研究・教育を行うに足る施設設備が整備されつつあります。施設設備だけではありません。

私は、大学の使命は第一に「文明の継承」であり、第二は「知的生産」であり、そして第三は「人格の陶冶」にあると、かねがね考えておりま

すが、この大学の使命達成の面においても、義塾は他大学に抜きんでた成果を挙げてきました。これまでの日本の各界、各分野における塾員諸君の活躍が、何よりの証左といえましょう。

さて、昨年の公認会計士試験第2次試験における義塾出身の合格者はこれまで最多の140名にも達し、出身校別ランキングの首位を占め、20年連続首位の記録を達成しました。これは義塾の教育の成果のみならず、公認会計士三田会の塾員諸君の指導、鞭撻の賜物であり同慶の至りであります。

ご承知の如くそもそも日本における簿記会計の原点は、福澤先生の『帳合之法』にみることが出来ます。先生はこの書を出版されたばかりでなく、その後もしばしば「帳合」の効用を説き、門下の森島修太郎、森下岩楠らをして帳簿会計の普及発展に尽力させるなど、先生の果たされた役割は極めて大なるものがあります。この先生の遺産を継承し発展させることは、公認会計士三田会にとっても責務とすべきところでありましょう。

21世紀も間近く、また、13年後には慶應義塾創立150年の節目の年を迎えます。私共は未来を見据え、どのような時代が到来しようとも、絶えざる発展を目指さねばなりません。それが慶應義塾という学塾の伝統であり責務であろうと思います。

公認会計士三田会・会報（第19号）

—平成7年1月26日発行—

—目 次—

1. 戦後50年・巻頭言……………塾長 鳥居泰彦……1A
—慶應義塾復興50年の年頭に当って—
2. 戦後50年・年頭所感……………通商産業大臣 橋本龍太郎……3A
—日米通商交渉の決着・政局安定—
3. 戦後50年、増減税一体処理決着……………慶大名誉教授 加藤 寛……7B
—妥協の産物・消費税の税制改革—
4. 監査法人・ビッグシックス提携……………昭22経済卒 中瀬宏通……9A
—元公認会計士協会会長から提言—
5. 個人事務所の監査・税務業務論……………昭26経済卒 向山清志……11A
—塾出身公認会計士の首位の記録—
6. 監査担当の常務理事就任の重責……………昭35経済卒 中島敬雄……12B
—協会の監査基準委員会現況報告—
7. 変革時代の下での公認会計士業……………昭37経済卒 住田光生……14A
—より魅力ある職業であるために—
8. 大手監査法人での海外出張報告……………昭43商学卒 湯佐富治……15B
—ビッグシックスとの業務提携状況—
- ◎公認会計士第三次試験合格者、年次別一覧表◎……………17A
9. 〈社中交歓〉
 - ① 協会の委員会・委員を経験して……………昭44商学卒 福島優子……18A
—学校法人委員会委員活動の実状—
 - ② 東京会の台東会会長に就任して……………昭37経済卒 本間利雄……19B
—東京会・地区会会長会議等出席—
 - ③ TKC全国会の税務会計の現状……………昭38経済卒 園田光基……21A
—TKA監査法人との業務連携論—
 - ④ 学校法人会計基準・学校法人論……………昭42商学卒 一法師信武……22B
—公認会計士による学校法人監査—
 - ⑤ 東京会士補担当常務幹事に就任……………昭49経済卒 嶋田靖彦……24A
—実務補修・実務従事・業務補助—
 - ⑥ 大監査法人の海外出張の体験論……………平1経済卒 牧野宏司……25B
—ビッグシックスの海外出張報告—
 - ⑦ 公認会計士試験合格までの努力……………平3経済卒 森重俊寛……27A
—公認会計士試験改正に関連して—
10. 慶應義塾の近況—平成6年から……………塾広報室・渉外室……28B
—塾員・塾生・教授の人数の現況—
11. 公認会計士三田会有資格者からの現況……………昭22経済卒 西野清……30A
—連続20年間士補合格首位の記録—
編集後記……36B

戦後50年・年頭所感

一日米通商交渉の決着・政局安定一



通商産業大臣 橋本 龍太郎

新しい年を迎えて、お互いに、この年に、また更なる飛躍というものに、心を向けている昨今でございます。こうした場面にお選びをいただきまして、本当にありがとうございます。私は、最初に申し上げておきますが、公認会計士さんというのは、日本で一番怖い存在であります。いや、正確に言うならば、家内の次に怖い存在でありまして、注文なんていうものは、全くありません。

なぜなら私が初めて立候補しますときに、立ち遅れもありましたし、色々な事情の中で、後援会の方々も、父の時代とは随分変わりました中で、大崎さんという公認会計士の方が、若い者の世話をしよう、ということで後援会長を引受けてくださいました。そしてその後援会長だけではなくて、選挙のときの事務長もやって戴いた。それから応援弁士の数も足りないから、弁士のほうもやって戴き、本当に大崎富男先生という公認会計士さんに、大変なお世話をいただきました。

その大崎先生が公的な仕事に就かれる迄、ずっと私の後援会長と選挙の事務長と両方を兼務して戴いた。その意味では、もう公認会計士というのは足が向けられない存在でした。それがまた家内の次に、怖いと申し上げる理由でもあります。

今年の日米は非常に色々な意味で転換期に入ってきている。その中で年初に行われます日米首脳会談というものについて、非常な期待と同時に不安を持っているというのが、今の率直な心境です。

ご承知のように、昨年アメリカの中間選挙の結果、議会とクリントン政権の間には逆転現象、



左より 村山徳五郎、西野 清、笑顔の橋本通産大臣

ねじれ現象が起きました。そうした中で、年末にベンツェン財務長官が辞任され、その後ルーピンさんが財務長官に就任されることになりました。私はその2人ともに存じ上げておりますし、財務長官としての、例えば金融の世界、殊に国際金融の世界、通貨の世界ということになれば、私はルーピンさんのほうが、遙かに能力的にも優れたものを持っていらっしゃることは認めますが、総合的には、財務省の力が非常に落ちたのではないかと、または落ちるのではないかと、そんな心配がして、仕方がありません。

ベンツェンさんとは、私自身も何遍か議論をした方ですが、決して通貨マフィアでもありませんし、ウォール街と特に近いということでもない。その性格も非常に優れた方でしたし、上院議員としての、長いキャリアを持っておられました。

それだけに共和党、民主党の区別なしに、ベンツェンさんが議会に対して話をした場合に、彼が言うことなら、ということで党派を超えて動く人間が、相当程度あったと、私は思っています。

所が、そのベンツェンさんに代わられてルーピンさんになります。これはウォール街で育った方ですから、むしろ本来の通貨とか財政という点では、非常に優れた能力を持っておられる方ですが、ベンツェンさんなら、ずっと話ができたものが、初めましてという所からものが始まる。対議会という意味では、大変苦勞されるだろうと思います。

所が、我々から行きますと、やはり財務省がある程度、しっかりしていてくれませんか、政権として非常に困るんです。これは昨年、我々は6月の末に村山首班というものを選び、7月から閣僚

として仕事を始めたわけですが、その時点では、ご承知のような円高の進行というものが現実の課題になり、これをどうするか、というのは非常に頭の痛い問題でした。ナポリでも随分議論をしましたが、その後9月には、もう一度私がワシントンに行きまして、アメリカ側、政府関係者の随分多くの人々と、国際経済、その中における日本の経常収支の黒字、そして為替の水準、色々な角度からの議論をしました。

そのときに私が主張してきたのは、我々は日本の経常収支の黒字を正当化しようというのではない。しかし、もしアメリカの政権が円高で、これを解決できると思っておられるとすれば間違いだ。私はI/Sバランスも好きじゃないけれど、まさに今必要なのは、一つは減税先行の税制改革の中でいかにして個人消費を堅調なものにしていくか。そしてそれによって国民の心理的なものを変えていくか。同時に、公共投資基本計画は、現在のものは、皮肉なことにブッシュ政権の時に日米構造協議の中で、アメリカ側のI/Sバランス度に対抗するために、私自身がまとめたものなんです。

その後のバブルの崩壊の中で公共投資は相当前倒ししてきました。この機会に積極的にこれを見直して、新たな基本計画を作り直す。これによって投資の部分を拡大していくことを我々は考えたわけです。この公共投資基本計画 630兆というものは、それなりの効果を出してくれたと我々はおもっています。むしろ経常収支黒字の意味が、ある縮小に結びついていくものは、マクロ政策の範囲のものではないだろうか。現クリントン政権が例えば包括協議の中で議論をしておられるような、個別分野の輸出入、しかも日本における市場拡大だけで、経常収支黒字の意味ある縮小というものはできないのではないかと。

所が、そこで円高が効果があるという主張には一つの落とし穴がある。我々がみると、円高というよりも、これはドル安ではないのかという懸念が消えない。ヨーロッパ通貨、特にマルクとの関係を見ても、ある程度我々の言うことは違っていないんです。

しかしこの状況が続けば、我々は円の価値とい

うものを考えざるを得ない。その場合に、下手をやれば、日米の金利のスパイラルを招きます。

それから、そうでなくて、どんどん、ドル安が続いていけば少なくとも米国債券の魅力が減少しますから、日本の投資家は売りに回るでしょう。

所が、今アメリカ自身が財政赤字を抱えている。

そうすると米国債の値崩れは、決してお好みにならない筈です。となれば、それは必然的に高金利を招く。それはアメリカの経済改革にも、影響を与えてしまうのではないかと。乱暴に要約すると、そういう議論を、私はアメリカ側の当局者と交わしてきました。

非常に印象的だったのは、FRBで、グリーンズパンさんに言いました。あなたをつかまえて、私は為替の講義をするつもりはありません。それから、あるべきドルの水準をお尋ねする程、ヤボでもありません。ただ私は本当にこういうことを考えるんですが、円高誘導が日本に対する特効薬のような考え方は、非常に危険だという気がしてなりませんと申し上げたときに、グリーンズパンさんが、一般論で言えば、もう少し、ドル高が望ましい、という言葉が吐かれた。これは一緒にいた大蔵省出身の駐在アメリカ公使が、本当にびっくりして、あそこ迄、本音を言うとは思いませんでしたと言うんですが、アメリカでも意識ある人達は、そういう見方をしているんです。

むしろマクロの中で、日本の経常収支、黒字の意味のある縮小は、努めさせなければならない。同時に今先進諸国の中で両独統一の後、ドイツに余力がなくなっている状況の中で、ニューマネーを供給する能力は、日本しかないんだ。そうすると日本の経常収支の黒字というものを、ある程度縮小はさせなければならないけれど、同時に世界経済の中で、いかに有効に使うかということ、一緒に考えさせて貰いたい、と思っている方々はあるわけです。

そういう議論に何とかアメリカ側も乗ってこないかというのが、私自身の一つの思いだったんです。

外で話せば話す程、同感する人は多い。政権中枢に入れば入る程、非常に固定的なアプローチ、即ち数値目標を定めた包括協議で、日本側の市場

開放を求める。しかも個別市場を狙い撃ちにしてというやり方に、円高を加えたものが一番いいアプローチだと信じている人たちが多い。これは私は、昨年いっぱい本当に手を焼きました。そして基本的にその状況が変わらないなら、ベンツェンさんは、そういう話をして感覚的に分かる人だったんです。それだけに、そのベンツェンさんが去ってしまうということが、一体、アメリカの政権にどういふ変化をきたすのだろうか。そして議会における共和党の多数派形成と並んで、日本にどういふ影響があるだろう。これを判断するのが、今回の首脳会談だ。それだけに、この首脳会談というものは非常に気になっております。

そして、しかも案件として、今はどうも内向きの議論が増えつつあるようですが、そのアメリカの中で、対日関係というものに、もう一度目を向けさせるために何があるのか。これは日本からすれば、敗戦50周年ですが、そういう状況の中で、古い傷跡をお互いに、ほじくり出し合うのではなくて、過ぎし50年というものを振り返りながら、その中の反省に立って、次の50年に向けて、どういふステップを取るか。そうした前向きの議論に、どうすれば引導できるのか。これが私にとって、一番気掛かりな点なんです。



左より 松原章隆、村山、西野、橋本大臣

今回私は、丁度同じ時期にインドとパキスタンに行かなければならないものですから、その意味で、総理のお供をできませんだけに、余計に気になっていると、申し上げていいかもしれません。

所がショートレンジで見ましても、日米は少し問題を抱え過ぎています。その包括協議だけではなく、例えば北朝鮮に対する軽水炉の供与を、日

米韓3国だけで行うのか。その他の国々も仲間に入れて行うのか。いずれにしても、近い内に、その結論を出さなければなりません。日米韓3国、殊に韓国がその中心ですが、我々は直接の国交を持っておりませんだけに、米朝会談というものに、議論を委ねる部分が、非常に多いという変則的な立場にあります。しかもその影響は非常に受けやすい地理的条件である。これがどうすれば円滑に進むのか。しかも国際的なルールの中で背負うべきものか。これはやはり今度の首脳会談で話し合っただけでなければならぬ大事なことです。

もう一つは、日本自身が、今年はAPECの議長国です。11月にはAPECの総会並びに非公式首脳会議の夫々の議長を日本が務めなければなりません。所がその議長を務める日本として、どんな切り口でこのAPECに臨むのか。これはこれから、議論を整理していかなければなりません。もともと、APECというのは通産省の諸君が考えたアイデアを、日本が主導権を取って打ち出すと誤解を招きやすいということから、オーストラリアに話を持ち込んで、オーストラリアのイニシアチブで、進めてきたというプロセスがあります。

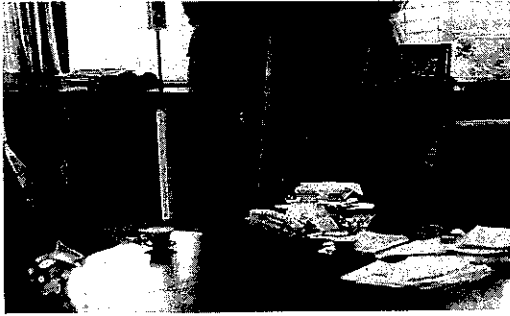
それだけに必ずしもアメリカは、今迄そう積極的だったとは言えないわけですが、NAFTAが済んだその後、アメリカ自身が、非公式首脳会合を初めて主催する。一昨年から、その意味では、アメリカの姿勢も変わってきました。ただ、これは本当に首脳が顔を合わせる、という意味しかなかったわけです。昨年11月のジャカルタは、インドネシアのスハルトさんのイニシアチブで、貿易投資の自由化宣言という一つの転換点を、我々は越えたわけです。ここから私は、APECが本物になってきたと思うんです。そして貿易投資の自由化宣言を私は、非常に早い時期から評価して、評価しすぎだと、あちこちで叱られたんです。

今迄であれば、こうした大胆な提案というのはアメリカのイニシアチブで出てくるか、あるいはヨーロッパの主要国の中から出てくるか、それ以外のものは、殆ど顧みられませんでした。

所がジャカルタ・ボゴール宣言につながるスハルトのイニシアチブというのは、自分自身も国内

に尚非常にたくさん問題を抱えている。その途上国の首脳であるスハルトから提起をされた所に、非常に大きな意義があると私は思っています。それだけにアジア太平洋地域の多様性というものも踏まえながら、先進国と途上国のスピードの差というものを計算し、しかしその途上国といえども、2020年迄には貿易投資の自由化に踏み切る。

これは非常に大きな成果だったと思っています。



真剣な眼差しの大巨

それだけに今度は日本は、それを具体的に肉付けしなければならぬ場面にきました。しかし具体的な肉付けをするだけでは、日本の新しい打出しというものも、何もないわけです。貿易投資の自由化宣言を例えば行動指針にまとめるといったようなことだけでは、議長国としての日本は立てられません。私は貿易投資の自由化宣言を実行に移していくための行動指針づくりと同時に、その技術協力、経済協力というものを通じて経済的な基盤の強化を図っていく。その中でアジア太平洋地域の多様性というものを頭に置きながら、どうやって各国の制度（貿易もあれば色々なものがある）のハーモナイゼーションを図っていくか。

ハーモナイゼーションというのが、一つのキーワードに、ならないだろうか、ということを上げました。何れにしても、そういうものを我々は作らなければならない訳ですから、それを話し合う最初の舞台が、今度の首脳会談です。

東西冷戦構造の消滅、という新しい事態の中で、日米安全保障体制というものがこのままでいいのかどうか、やがて問われるでしょう。私は日米安全保障条約とそれをめぐる状況というものは、日本としては守っていきたい。今後も維持していき

たい非常に大事なものだと思っていますが、これはまだ国民的には議論が済んでいない話です。そうすると敗戦50年という節目の時期が、こうした議論の本当に腰を据えたスタートになりはしないだろうか。その場合に雑音が色々生じる可能性はあるんですが、少なくともこうした意味での繋がりというものも、切れないようにしていかなければなりません。それが日本の国益に繋がることでもあるし、同時に日米安全保障条約というものを、ワークさせることによって、アメリカにとっても、アジア極東地域における戦略の基本に、据えさせていかなければならない。それが今年にかかった、もう一つの大事な問題だと思っています。

そういう点から、国内の政局というものを考えると、これが不安定の中の安定のような部分があるわけです。新たに生まれた新進党の中核も、つい先日迄、我々と同じ自由民主党として行動してきた方々が、その中枢を占めておられるわけですから、根本的なところに違いはないです。

逆に細川内閣から始まる約11ヶ月の間に、社会党の大多数の方々は相当な学習効果を上げられた。その学習効果というものを信じて我々も連立政権に踏み切ったわけです。今日迄のところは、その学習効果のお陰で、基本的な食い違いは生じず、私共はやっていくことができました。

ただ、それではここから先も、このままでいつまでも、続いていけるのかとなれば、我々も、実は過去の議論を引きずっている部分があります。その過去の議論というのは、将に2大政党対立の時代に安保、是か非かのような、そして護憲、改憲という非常に硬直した議論を続けてきた。その残滓を我々も、完全に振り切ったとは言えません。しかしこれは社会党のほうも同じことで、むしろ社会党のほうはその度合いはより深刻かもしれません。所が実は新進党のほうも、新しく九つの政党が寄って一つのグループを作られたわけですが、内部に不協和音を抱えている。そして現政権との間の対立軸を、見いだすことに苦勞しておられる。この状況は変わらないわけです。ですから、ある意味では、不安定の中の安定という言葉は、安定の中の不安定なのかもしれません。どちらにして

戦後50年・増減税一体処理決着

一妥協の産物・消費税の税制改革一



慶大名誉教授 加藤 寛

も、私は一面の事実になってきたと思います。

そうするとここからは、その時々テーマで本当にお互いのスタンスが、がらりと変わってしまうことは、あり続けるわけです。よく2大政党という言葉が使われますが、私はむしろ絶対多数ではなくて、本当は穏やかな多党制の中での、合従連衡のほうがこうした時期のためには、よかったのではないかという気持ちがありますが、2大政党という形になって行くのかもしれない。

しかしその中の組み合わせというのは、今後も変わり得る要素は多分に持っています。そういう点では非常に国民にはご心配を戴く時期が続くのかもしれません。しかし逆に根本的な部分での座標軸に大きな狂いはありません。大変派手に振舞うか、地味にやるか。片方が例えば123という順番で進めていこうと言われるものを、もう片方は213で行こうとか、そういう順序の違いといったもののほうが、これからは大事になってくるのではなからうか。そんな感じがしてなりません。



左より 西野, 村山, 左上より 松原, 橋本大臣

そうした状況の中で、我々は地球環境問題とか、エイズとか、色々な部分で、これからもアメリカと協力をしながら、世界をリードしなければならないテーマを、たくさん抱えています。

そういう中で、色々な問題はありますが、できるだけ、我々は個別問題はその個別問題での議論にとどめて、それを他に波及させることだけは避けていきたい。全体の中に不協和音はある。しかし、トータルとしては、より望ましい形を作り上げることにお互いが努めていく。この認識は必要ではなからうかと思っています。

注、筆者は、昭和35年政治学科卒・自民党代議士。

政府税調は、主張し続けた。21世紀に増大する財政需要に対し、負担を公平にしていけるために、直間比是正は避けて通れない道であること。

人によっては所得税の徴収を強化していけば消費税は不要という意見もあった。しかし所得税・法人税を強化していけば、次第にその過重負担が著しくなり、かえって不平不満・脱税・海外逃避がおこるのは、既に歴史的事実として明らかである。

もちろん、行革や歳出カットによって、見直し縮減すべきであるし、納税者番号制も必要だし、インボイス方式で、消費税のいわゆる益税を、減少させることも考えられる。それは、着実にやるべきことではあるが、21世紀に必要な財政需要に応ずるには、時間がなすすぎる。

そこで行革・不公平是正をやりながら、それが実効性をもつ間、他方で歳入を増やさなければならぬ。それには消費税を活用し、直接税方式を補充するしかないのである。

現行消費税にはインボイスからみて弱点もあるが、徐々に修正も可能だし、そうなれば、所得税よりも消費税の方がはるかに透明度が高い。

かくて政府税調は、公平・簡素からみて直間比是正、すなわち、消費税にウェイトを若干シフトさせることが、負担の公平につながると考え、これを税制改革の基本としたのであった。

しかし、社会党の反対から考え、増減税を一体処理することは、最後の最後まで不可能かと危惧していた。したがって、1994年国会で一体処理ができたことは、今回の税制改革の基本を遵守でき

たと判断している。

このことを社会党の公約違反と評する人もいるが、自衛隊合憲にしても国旗・国家・PKOにしてもそれは転換する社会主義理念が変化する世界的流れというべきであり、そこまで合意を求め続けた自民党首脳・さきがけも意義ある選択であったが、それには旧連立与党の税制改革論議が伏線になっていたにちがいない。簡単にいえば今回の税制改革の決着は与野党合意の成果であったといえよう。

しかし、世のコメントはつねに批判的である。まして今回の決着は妥協の産物であるだけにどんな立場からも批判ができる。「理念なき税制改革」とか「不十分な税制改革」「消費税など不要」といった批判をみるにつけ、私も決して満足しているわけではないのだが、批判の仕方に不満がある。

第一に「理念なき税制改革」という批判について一言いおう。村山内閣が成立した時、この人たちは何といったか。「理念なき野合」といったではないか。そういった以上、その内閣の政策が「理念なき」ものであることは当たり前ではないか。「理念なき内閣」が急に「理念をもった政策」をやると期待するのは甘すぎるのではないかと文句をいってみたいくなる。しかしもちろんこれは皮肉であって、理念がなくてもいいといってるのではない。

しかし、なんとか消費税引き上げに合意を得る努力をしたということは、大きな理念の実現であったと評価できよう。

第二に「不十分な税制改革」と大方の財界団体が批判しているが、当たり前ではないか。三年後の5%消費税引き上げに見あう税制改革とはこの程度である。消費税の引き上げ幅を小さくしたいという結果が直間比是正や、サラリーマン所得税減税を不十分なものしたのである。

それどころか消費税引き上げは5%にとどめ、景気回復後必要をみてあげるべきだと二段階論を流布していたのは、財界であったではないか。決着するまでは7%は高すぎる、5%でいいといいながら、決着したらこれでは不十分だという。財界には見識というものがなくなったのだろうか。

第三に、それでは十分な直間比是正を目指し消

費税を5%以上に引き上げることを主張しているのかと思えば、行革はどうした、歳出カットをやれば、消費税引き上げなどしなくていいという。

しかしよく考えて欲しい。今回7%であるといわれていた消費税率をあえて5%にしたということは、その不足分を政府が行財政改革の努力をすると、公約したことではないだろうか。とすれば今後の行革は期待できそうだ。

第四に、資産課税を無視しているという批判があるが、それは93年の中期答申で既に述べてある。

今やるべきことは何としても消費税の意義を認めもらうことが第一で、そのあとで他の課税にふれることになる。何故なら減税を先行したので増税を約束しておかなければならなかったからだ。

第五に、「益税」はどうしたという。しかし、日本型インボイスでかなりシビアになったし、中小企業特例の限界控除は廃止、四億円以下のみなしは、縮小されたのだから、一歩前進してはいる。

こう考えてくると、(1)一体処理で消費税引き上げを認めたこと、(2)これによって70対30の直間比が65対35に是正されること、(3)所得税率の歪み特に一千万円所得前後の是正がわずかとはいえできたこと、(4)行革・歳出削減をやることに政府の責任ができたことなどは、いずれも政府税調の望んでいた税制改革であり、「二階建て減税」論はいささか小手先だが、妥協の産物として、まずまずの結果であった。

(5)そのうえ徴収場、難しいとされていた地方消費税も国の代行という暫定措置で、まとまったのだから評価できる。とはいえ、半歩前進にすぎないのだから、これを本当の一步前進に、もっていくことができるかどうか。

税収は国民に信頼される政府を築けるか否かにかかっているという、福沢諭吉の「民間経済録」の言葉をかみしめてほしい。

これからは、いよいよ1995年度改正審議になる。地価税・有価証券取引税・総合課税化が問題となるが、何れも、中長期的課題に深くからまる問題となるだけに、短期に答えを出す時期ではない。

不況回復の兆しをみて、消費税決着の頃迄に取上げるテーマである。

監査法人・ビッグシックスの提携

一元公認会計士協会会長から提言一



昭22経済卒 中瀬宏通

1. わが国の公認会計士制度の歴史

昭和20年敗戦により、わが国の統括権限は連合国総司令部にゆだねられ、間接統治が始まったが、対日管理政策のうち、経済面では、戦前の経済構造の破壊と、経済の民主化に主眼がおかれた。

経済民主化政策の最大の眼目の一つは、財閥解体と経済力の集中排除にあった。この結果、従来財閥が保有していた株式は、大量に一般投資家に放出されることになり、その受け皿として投資市場の確立と整備が、焦眉の急と考えられた。

わが国の証券市場を公正かつ円滑に運営し、一般投資家大衆層を保護するためには、企業の経営状態、特に経理状況の確実な情報の公開が担保される必要があり、そのためには企業の発表する財務諸表が、当該企業の財政状態及び経営成績を適正に示していなければならない、その信頼性を確保し、企業経理の公正化を図るには英米に於るような高度の会計専門家が、公正な第三者として監査証明を行なう制度の確立が、必須の要件であった。

戦後のわが国経済を復興させるために外国民間資本の早期導入も当時の社会情勢から要請され、そのためにも監査証明制度の確立が必要とされた。

昭和23年7月6日に公認会計士法が国会に上程、成立公布され、昭和24年9月16日に、わが国初の公認会計士60名が誕生した。

その後、多くの若い人達が、公認会計士を目指すようになり、平成6年10月31日現在、協会に登録されている公認会計士は10,325名、会計士補は3,200名となっている。

さて、公認会計士による財務諸表監査は、昭和25年の証券取引法第193条の2の追加により法的根拠が与えられて昭和26年から開始され、昭和31年からは現行の正規の監査が実施されていたが、昭和38年頃からリコー時計・山陽特殊製鋼・サンウェーブ工業等の粉飾決算や、公認会計士による虚偽証明が続出し、会社の経営責任を追求する世論を沸騰させると共に、公認会計士監査制度に対しても厳しい批判が浴びせられ、監査の早急な充実強化が求められた。

そこで大企業の監査を誤りなく遂行するためには、5人以上の公認会計士の共同無限責任において組織される公認会計士組合の設置の必要性が認められ、公認会計士法の改正が昭和41年に行なわれ、その結果、従来個人事務所しか認めなかったのを、監査法人をも認めるようになったのである。

しかし、監査法人制度が制定された当初は、このような制度に誰もが、なじみがなかったため、誰も監査法人設立に踏み切ろうとしなかったが、昭和42年1月に太田哲三公認会計士が法人設立に踏み切り、監査法人太田哲三事務所（現①太田昭和監査法人）が監査法人第1号として誕生した。

同年5月には監査法人池田昇一事務所（現②センチュリー監査法人）が設立され、以後、年とともに、監査法人は増加し、平成6年10月31日現在では、122法人を数えている。

なお、後掲で述べるビッグシックスと提携関係があり、わが国において、ビッグファイブといわれる監査法人は、上記の二法人のほか、次の

等松・青木・津田・塚田・宇野・月下部監査法人（現③監査法人トーマツ）昭和43年5月設立、
監査法人中央会計事務所（現④中央監査法人）昭和43年12月設立、

監査法人朝日会計社（現⑤朝日監査法人）昭和44年7月設立、の三法人である。

2. ビッグシックスの歴史

わが国に公認会計士制度が誕生する頃、アメリカ、イギリスではいわゆるビッグエイトと称せられる世界的な規模の次の八大事務所がパートナーシップ制度の下で大々的に活躍していた。即ち

① プライス・ウォーター・ハウス（以下PW）設

立1849年、

- ② ピート・マーウィック・ミッチェル (以下PMM) 設立1867年、
- ③ デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ (以下DHS) 設立1886年、
- ④ アーサー・ヤング (以下AY) 設立1894年、
- ⑤ クーパース・アンド・ライブランド (以下C&L) 設立1898年、
- ⑥ トウシュ・ロス (以下TR) 設立1900年、
- ⑦ アーンスト・アンド・ウィニー (以下EW) 設立1903年、
- ⑧ アーサー・アンダーセン (以下A&A) 設立1913年、 — がビッグエイトであった。

以上、すべて100年の歴史を持ち、世界の資本市場に大きく貢献していたのである。

これらのビッグエイトは、1949年 (昭和24年) PWとPMMが日本進出を果たすと、他も次々に、日本に事務所を開設し、1965年 (昭和40年) C&Lの進出を最後に、すべてが勢揃いした。

当時、如何に日本市場が有望視されていたかを、物語るものであろう。

しかし、これらの事務所は、ビッグエイトの名称を日本国内で使用することが認められなかった。

何故ならば、事務所名称には日本公認会計士協会に登録された公認会計士個人の名前を付した名称でなければならず、×××公認会計士事務所、又は公認会計士×××事務所しか登録ができなかったため、PW、PMM会計事務所を、公式名称として用いることができなかったのである。

従ってこれらの名称は所在地の一部として記載されるのみで、その従業員は総て個人の事務所をそこで開業しているものと取扱われたのである。

その後監査法人の設立が認められるに至ったが、人名を付すことができるのは実在の公認会計士名に限るとの内規が協会にあるため、まず初めにPWが世界的な名称を捨てて、1983年 (昭和58年) に青山監査法人を設立し、以後、A&Aは1984年 (昭和59年) に英和監査法人、翌1985年 (昭和60年) にはDHSが監査法人三田会計社、PMMが港監査法人を、夫々、設立したのである。

なお、ビッグエイトは国際会計事務所間の競争

に打ち勝つたため多くの合併劇が画策されたが、結局1987年 (昭和62年) PMMが欧州に最大の基盤を持つクリントン・メイン・ゲルデラー (KMG) と合併してKPMGとなり、また1989年 (昭和64年) にEWとAYが合併してE&Yとなったのみで、他は合併せず、現在世界的な規模の会計事務所は、ビッグシックスとなっているのである。

3. 監査法人とビッグシックスとの提携

さて、わが国の企業は、昭和43年頃から資本充実のために海外からの資金調達を行ない始めたが、アメリカで資本調達を行なうためには、アメリカ基準による決算の組替え、連結財務諸表の作成が必要となり、かつ、ビッグエイトのそれらの財務諸表に対する監査証明が付されなければ、アンダーライターが受け付けられなかったため、SECに登録する企業は、日本の監査法人とビッグエイトの二重監査を受ける羽目となった。

また、この頃から日本企業の海外進出が始まり、これらの進出企業のサービスを日本人の公認会計士が行なう必要性が生じてきた。そのため、わが国のビッグファイブも、ビッグエイトとの提携の必要性を感じ初め、相手先を模索し始めた。

わが国で、真っ先に先鞭をつけたのは、第一が等松・青木監査法人で、1968年 (昭和43年) TRと提携関係に入り、1990年には、トウシュ・ロス・トーマツと、事務所名称にもトーマツの名称が取り入れられる迄に至っている。

他法人は夫々独自に海外進出したり、ビッグエイトのアソシエイツファームになったり、その後国際組織に加入して、メンバーファームになったり、更にはビッグエイトがビッグシックスになったため、提携先を変更したり、その変遷、加入内容は多岐に亘っており、その詳述は困難であるが、現在では、中央監査法人はC&L、太田昭和監査法人はE&Y、朝日監査法人はA&A、センチュリーはKPMGのメンバーファームとなっており、わが国企業の海外での資金調達、海外への進出に対して、適切な対応が可能な体制を整えている。

尚、PWのみが青山監査法人としてわが国固有の監査法人とは提携せず独自の路線を走っている。

注、筆者は、中央監査法人代表社員。

個人事務所の監査・税務業務論

—塾出身公認会計士の首位の記録—



昭26経済卒 向山清志

会計事務所は個人、法人を問わず不況の影響を受け呻吟している状態です。特に個人会計事務所の主たる顧問先は、中小企業で業務は主として税務業務が中心ですので、ここ1~2年の不況は、事務所経営にさまざまな影響を与えています。

I. 顧問先の殆どは目下、価格破壊の方法による販売額の確保・増大を行う一方、リストラの実行による諸経費の低減を図っているところでは。

このことは、従来景気変動にあまり左右されなかった個人事務所の経営に大きな影響を与えています。特に法人税の税務代理報酬は、東京税理士会が規定している報酬の最高限度に対して、実情は50%を割る例も出てきています。

毎月受取る法人よりの顧問報酬月額については、規定など全くないに等しい状態です。

法人のみでなく、個人を相手とする業務、所得税、相続税、贈与税、地価税等の業務収入も、業界の競争激化による影響を受け、規定料金は参考程度の意味しかない状態です。

要は、価格破壊とリストラが、巡り巡って、会計業界の収入減をもたらしています。

顧問先の経営状況が、よく分っている者としては、料金引き下げは甘受せざるをえません。

II. 以上のことは、税務業務のみでなく、監査業務も同じ立場に置かれており、監査報酬額の値上げは見込めず、現状維持が精一杯の状態です。

個人の場合は、被監査会社と相対的に力の相違がありますので、報酬額の決定は、相手方に押し切られてしまう状態です。報酬のみでなく

被監査会社が店頭登録又は東証2部上場の際して、証券会社・銀行等の影響もあって、個人より大手監査法人へ監査が移行したことを経験しています。自身の力不足と考えています。

その中で個人の監査で比較的客数の多い中小企業投資育成会社の被監査会社の監査を受ける基準が引き上げられ、監査業務を失った人がおりますので再びこのようなことが起きないように、今後、本部、地域会の活動強化が期待されます。

III. このような状況におかれている個人会計事務所は、今後の事務所経営をどのようにしたらよいかを、誰しもが模索しています。

例えば、業務の専門化を図ること、会計の周辺分野へ進出すること、逆に企業に係るあらゆる問題解決の出来る、幅広い業務をこなす事務所への展開等が考えられます。

私の経験では、個人事務所（現在は共同事務所）を営みながら、名誉職として某大手不動産販売会社の非常勤監査役（週1日勤務）、自治体の監査委員（年間100日程度勤務）、公益法人の監事等の仕事もし、現在も携わっていますが、これらは何れも名誉職であって、副業の域は出ません。やはり自分の本業である会計事務所経営に、力を注ぐことが大切だと考えます。

IV. 最近の目まぐるしい税法の改正で実務に携わる私は、時折錯覚を起こすことがあります。

現在作成中の相続税の計算で、小規模宅地の評価減で疑問が生じ、数カ所の税務署、国税局に質問しましたが、意見が分かれ、国税庁にお伺いして問題解決した例があります。

税法は、単純で誰でも一読すれば分かる税法、極端に言えば所得課税でなく、消費税に対比して収入税とも言うべき税法を設け、これに租税の公平さを保つため、若干の補足をする税法を加え、全国民の収入に一定率課税をして、必要とする財源を得たら如何かと考える次第です。

V. 産業の空洞化の問題は、個人事務所にも深刻な影響を与えてきています。大会社の下請けとして存在している顧問先がいくつかあります。

コスト削減特に人件費の低い国外へ生産拠点を移す動きが大会社に最近増えてきています。

発注先の会社が海外に工場を設けると、部品供給をしている下請会社は、発注元と共に海外進出するか、又はその発注元を離れて別の発注元を探すかの二者選択となります。不況下で別の発注元を探すことは困難ですので、現発注元と共に海外進出をせざるを得ない実情です。

海外進出しても、下請会社の売上高全体に変わりはなく、国内に残った機械と過剰人員が問題となります。海外進出した会社の現地法人の会計指導、現地国への税務申告等は、個人事務所では殆ど出来ないと思いますので、このことは業務縮小、収入減を招くこととなります。

Ⅵ. このように個人の会計事務所を取り巻く環境は厳しいですが、結局は自分の力で切り抜くより他に方法はないと考えます。福澤諭吉の言う「独立自尊」を実行するのみです。

この言葉の本当の意味については、書物等で知った範囲ですが、先ず他人に迷惑をかけないようにすること。自分で判断し実行したならば、自分が責任をもつこと、自分も他人も尊重することと考えています。不況の時期である今日こそ、この言葉を本当に実行して、新しいファイトを燃やして問題解決に進みたいと思います。

Ⅶ. 最後になりましたが、塾出身の公認会計士二次試験合格者が、94年は140名に達し、2位の早大出身102名を遙かに凌駕致しましたので、大学別順位で、20年間連続首位となりました。

現在、塾出身の公認会計士は、1214名、会計士補は、513名、合計で1727名で、日本公認会計士協会の登録会員の13,433名の実に12.9%を占めていることは素晴らしいことです。

よく塾出身の二次試験合格の多い理由を聞かれますが、これは塾出身者が優秀である上、入試に数学があること、建学の精神たる独立自尊と実学を尊重する考えが、脈々として学内に流れていることが、公認会計士第二次試験合格の多い理由であると考えられます。

この試験は、短期決戦型・集中型の試験なので、塾生諸君の今後の健闘・研鑽を切望してやみません。

注、筆者は、日本公認会計士協会東京会常任幹事。

監査担当の常務理事就任の重責

—協会の監査基準委員会現況報告—



昭35経済卒 中嶋敬雄

平成4年7月に、日本公認会計士協会山本秀夫会長から、監査担当を命ぜられ、二度目の監査担当常務理事をつとめております。

協会の役員の任期は、3年でありますので、現在その任期の6分の5を経過したところ です。

常務理事の重要な職務の一つとして、担当業務に係る委員会を所掌し、その委員会活動の方向付けをする仕事があります。このたびの監査担当常務理事は、監査基準委員会と監査委員会を所掌しています。

ご案内のように、監査基準委員会は、企業会計審議会の付託によって監査の具体的な指針を検討作成するために、公認会計士協会会則を変更して、平成4年8月に、新たに設置されたものです。

また、監査委員会は、昨年度の委員会から、その運営方法が改められました。

監査基準委員会につきましては、後程、詳細な説明をすることとして、まず、監査委員会の新しい運営方法の概略をご説明することとします。

1. 監査委員会の運営方法

運営方法が改められた理由は、審議の効率化のためであります。特に実質的な審議を審議事項に精通した方々に、お願いしようという目論見からです。

現在の監査委員会をめぐる組織は、本委員会とその下部組織として設置された専門委員会（テーマことのプロジェクトチーム）から構成されています。会長から監査委員会に諮問が発せられますと、その諮問を検討するのに適任の会員を専門委員に委嘱し、その専門委員で構成される専門委員会で審議を行い、答申書を作成し、本委員会はこの答申書を審議し最

終答申書を作成し、会長に答申することになります。

つまり、従前と異なり本委員会では実質的な審議はほとんど行われずに、審議の方向性だけを決めてそれを専門委員会に指示するのが本委員会の任務となったわけでありす。

本委員会は、年度で3～4回開催される程度になると考えます。

なお、本年度監査委員会に諮問されている事項は次のとおりであります。

- (1)既に公表されている監査委員会報告及び監査第一委員会報告の整理体系化
- (2)内部統制組織の整備及び運用状況の把握に当たって使用される内部統制質問書の作成
- (3)国際監査基準の設定に際して公表される公開草案に対する意見の作成

2. 監査基準委員会及び監査基準委員会報告書

次に監査基準委員会及び監査基準委員会報告書についてご説明いたします。まず、監査基準委員会の設置の経緯をご説明いたします。

(1)監査基準委員会設置の経緯

企業会計審議会は、このたびの監査基準・準則の改訂に際して、監査実施準則を大幅に純化し、第二通常の監査手続の部分を全文削除しました。

もっともこの純化は、単なる純化ではなく、我国の監査規範のうち基本的骨格的な部分は、企業会計審議会が担当し、その実務的展開的な部分は、公認会計士協会に分担させることによって、将来の監査環境の変化に対して、我国の監査規範を常に弾力的に対応できるようにすることが、重要な狙いであったとされております。

そこで、この度の改訂時の前文「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」において、企業会計審議会は、監査の具体的な指針の検討作成を公認会計士協会に付託しました。

このような付託を受けて公認会計士協会は、理事会等の議を経て、その受皿として監査基準委員会を設置したのであります。

(2)監査基準委員会の構成

監査基準委員会は、委員長、副委員長及び18名の委員によって構成されます。その構成員は、全委員会の中から選任されます。また、監査基準委員会に

は附属機関として監査問題協議会が設けられています。監査問題協議会が、議長（会員）、経済界の代表3名、学者5名（商法学者1名）、証券取引所の代表1名、アナリストの代表1名で構成されております。また、その設置の目的は、監査の受け入れ側及び社会一般の理解と協力を得ることにあります。

(3)監査基準委員会報告書作成のプロセス

監査基準委員会がその報告書を取りまとめるプロセスをご説明いたします。

会長は、検討すべきテーマを定め（現在のところは、公正な監査慣行を踏まえて、監査人が遵守すべき監査の実務規範を検討されたいとなっている）、常務理事会に諮り、その同意を得て、監査基準委員会に諮問します。

監査基準委員会は諮問を受けますと、その論点を整理して、小委員会又は作業部会に答申書の草案の作成を命じます。その後、本委員会、小委員会等を通じて、その草案を検討し、ある程度まとまった段階で監査問題協議会を招集いたします。

そこで意見を聴取して、それを参考とし又はそれを反映させて、答申案を作成し、会長に答申します。

会長は、理事会に付議して、承認されれば、監査基準委員会報告書として公表することになります。

(4)監査基準委員会報告書の規範性

紙幅の関係もありますので、最後に、監査基準委員会報告書の規範性について説明をします。

先程から説明してまいりましたように、監査基準委員会報告書は、企業会計審議会により付託されたものであり、監査基準、準則の解決指針であると位置付けられるところから、それには規範性があるものと解されています。

監査基準・準則に規範性があることは、昭和31年改訂時の前文において、「監査基準は、職業的監査人が財務諸表監査を行うに当たり、法令により強制されなくても、常にこれを遵守しなければならない」と規定し、明らかにされています。

(5)審議中のテーマ

現在、監査基準委員会では、監査上の危険性と、重要性、監査計画につき鋭意審議中であります。

注、筆者は、朝日監査法人代表社員。

変革時代の下での公認会計士業

—より魅力ある職業であるために—



昭37経済卒 住田光生

いかなる制度も、そして職業も永遠に限りない発展をする事は不可能であります。

平成10年には、制度制定50周年を迎える日本の公認会計士制度は、制定以来今日迄、多くの先達の努力と犠牲の下に、他の制度や職業に比べれば、極めて順調に、発展してきたと言う事ができます。

この間、日本の経済が高度成長を遂げた事も非常に幸運な事であったと思います。しかしながら、将来に於いても、日本の公認会計士制度が、今までと同じような発展をする事が出来るか、という事については、多少の不安と懸念を感じます。

二年位前までは、会計士補の数が足りないという事が、随分と喧伝されましたが、今年も昨年を引き続き、多数の会計士補の就職が、困難であるという時代となりました。このような事を、数年前は、誰が想像した事でしょうか。

公認会計士に大望を抱き、人生に雄飛しようという若人に、失望を与えるような事は、最も避けなければならない事であります。

そして私達が、謙虚に真剣に認識しなければならない事は、私達を取り巻く環境が、著しく変貌しているという事であります。

これからの変革の時代に、どのように私達が対処すべきか、やがて来る21世紀に於いても、公認会計士が今まで以上に、活力と魅力溢る職業である事を、願って考えてみたいと思います。

先ず第一に、社会の価値観の変革が、著しいという事を認識する必要があります。公認会計士の社会に於ける存在性、レーゾンデートル、或いは

バックボーンは、自由にして公正なる経済社会の発展に貢献する、という事にあると思います。

「公正」という価値観は、人類が自由に平等に社会生活を営むための根源的なものであり、何も今更に新しい考え方ではありません。むしろ「公正」という価値観が、極めて強く鮮明に打ち出されてきたという方が、適切であろうと思います。

私達は、偏狭なイデオロギーの闘争や、強力な軍事大国の確立を求めるのではなく、自由にして豊かで、公正な社会の建設を目指しております。

社会が「公正」を価値観として求め、その一端を公認会計士に期待する以上、私達は、可能な限り、これに答える義務と責任があると思います。

もし、安易に或いは何の努力もしないで、これを拒否すれば、公認会計士は単なる「社会のアクセサリー」と位置づけられるという事になります。

しかし私達も人間である以上は、どの職業にも自らあるように「限界」というものがあります。

求めるもの期待するものが大きく、そして受ける側に「限界」がある以上、いわゆるエクスペクション・ギャップが生じる事はやむを得ない事ですし、これを消滅させる事は不可能であると共に、更に将来は、不正を見出す事は、私達の第一義的責任ではないと主張しても、もし不正が生じたら、私達に対しても、巨額の損害賠償の請求を、求めてくる事が予想されます。

これらの対応については、社会に私達の職業の枠組みを理解してもらおうと共に、私達も日常業務について、誠実に節度ある私達の「分」に応じた展開を行う以外にありません。

また、公認会計士という職業は、主体的に経済を動かすものではない、という事を認識すると共に、独立性の堅持、或いは、業務の懇請の禁止をも含めた倫理の遵守を、「公正」を擁護する旗手の自負の下に、心懸ける必要があると思います。

次に、日本経済の構造的変革について、考えてみたいと思います。昨今は、産業・金融の空洞化、良い円高・悪い円高、価格破壊、真性デフレの衝撃等、日本経済の構造的変革を現わす書物が、毎日のように刊行されております。

私達は、バブル経済の崩壊の戒めとして、大い

大手監査法人での海外出張報告 —ビッグシックスの業務提携状況—

なる反省の下に、繁栄は永久に続くものではない事、日本だけが富める権利や資格を有するものではなく、「世界のなかの日本」・「アジアのなかの日本」という視点から物事を判断しなければならぬ事、バブル経済は二度と来ない、また来てはならないものであり、夢のまた夢の出来事であった事、これらを確認する必要があります。

今後予想される日本経済の構造的変革の中で対処すべき点を次のように考えてみたいと思います。

つまりは、新しい経済体制（構造）下での、公認会計士業務の在り方を考えると、日本には長年の歴史を有する各国に余り例を見ない独特の税理士制度があるがため、公認会計士業務は、監査業務のみというような考えが、根強くありますが、広い意味での、会計業務の中で、税務業務しか行い得ないのが税理士であり、公認会計士は、総ての会計業務を行い得るものであります。

このような発想をもって、不況にも耐え得るように、業務の裾野を広くすると共に、会計業務の中で、各自の得意な分野を開発し、幅広く社会に貢献する事が、最も大事な事であると思います。

若い公認会計士は、一つの外国語に精通し、顧客の国際化に遅れる事なく対応出来るように、自らも一流の国際人を目指すべきであります。

最後に、経済取引及び経営手方の変革について考えてみたいと思います。派生金融商品（デリバティブ）という極めて複雑な金融取引、流通コストを削減し消費者価格を下げる経営手法の変革等、企業はその存亡を賭けて、時に、不公正・違法の壁迄、凡ゆる努力・工夫をしております。

これを監査し、指導をしていく公認会計士が、傍観者の立場であっていい訳でなく、私達も、日々出現するこれら新たな経済取引・経営手法に精通し、職責を全うすると共に、自らの制度や職業を死守してゆかなければなりません。

以上、僅か30年の私の公認会計士としての経験から、どのような困難が生じて、いかなる変革の下でも、誠実にして前向きに努力するという事があれば、必ず社会の評価を得、公認会計士制度を永遠のものにする事が出来ると確信しております。

注、筆者は前常務理事・至誠監査法人代表社員。



昭43商学卒 湯 佐 富 治

94年の海外出張は、例年の米国の他に、中国、オーストラリア、シンガポールへと回ってきた。

①最初は7月で、私共のメンバーファームである米国事務所（NKとLA）への訪問であった。

実は、以前から興味をもって接触していたのが、この評価部門（VALUATOINGグループ）で、特に、無形固定資産を中心とした評価方法について今一步の理解を深めるのが目的であった。

結果は、彼らのここ数年の評価方法の進歩に、ただ驚く許りで、事実これらは実業界でもよく認識され利用されているせいか、5年前は数十名の職員だったが、二百数十名と膨れあがっていた。

米国では、所謂、知的所有権を含め無形固定資産は無数に創造出来る。コンピュータソフトを始め雇用契約・環境権・売買契約権・先進技術・空中権・競争禁止権等、数限りない。これらは会社の事業内容を詳細に分析し、経営者への質問も含め、会社が持っている独自の超過収益力なるものを見つけ出し、それに価値づけを行なう。

これが単独で売買対象となったり、時にはSV設定時の出資金としても扱われたりする。

私の訪問時、丁度、保険会社が所有していたカードビジネス部門を売却する話が進行中で、その部門の価値の計算中であった。この種のビジネスの価値の大半は、顧客リストといった無形のものであるが、過去10数年の顧客の増減、顧客の購買力、年齢等のファクターを、コンピュータを用いて数量化する過程を、詳さに見ることが出来た。

日本ではこの様な超過収益力は一般に営業権と

して扱われているが、米国では、この営業権から無形資産なるものを、先に価値付けとし、最後に残った差額が、営業権として処理される。

尤も、この背景には、過去営業権の償却は、税務上認められていなかったため、償却可能な無形、固定資産に、出来るだけ価値を移行する狙いもあった様である。

この部門は、不動産の評価も専門としており、その特徴は収益法、即ち将来に亘って賣されるCASH FLOWを現在価値に置きかえて算出する、DISCOUNTED CASH FLOW METHOD (DCF) のノウハウである。例えばオフィスビルだとテナントとのリース契約者を詳細にチェックした上で収入を見積る一方、見積支出を出しその差額にリスク率を導入して最終的現在価値を以ってビルの売買価格とする。

このリスク率の適用は、テナントの質、周辺の経済動向等も含めて、総合的に検討し決められる。

日本がバブル絶頂期の頃、米国に於ても不動産の買い漁りがあり、当時私も処で随分これらの案件に関与した。買い手の日本企業は、日本の土地神話や円高を背景に、日本の不動産とは比較にならない程、見ばえもよく、時にはブランド指向も手伝って、大半のケースは我々が収益法により、算出した価格を上廻る値であった事を思い出す。

結果はご存知の通りで、日本でもバブル崩壊で、不動産市場の混乱が未だ続いているが、現在、不動産鑑定士協会を通して、収益法の研究が進められていると聞く。遅ればせながら、今後日本でも、普及することを期待致したい。

この評価部門では、他に監査部門や税務部門とも、密接な連繋を保ち、例えば移転価格問題や、関税、固定資産税、狙経営等については、クライアントの強力な節税武器として使われている。

又、係争事件にまつわり、裁判所からの依頼も、多いと聞いた。

②次の10月は、香港・中国への出張で、クライアントが中国及び東南アジアの子会社の再編成を実施するに当り、各責任者を集めた合同ミーティングが、香港で行われた。私は、アドバイザーとして出席した。通常、香港にある子会社と通じて、

中国本土に進出する場合は、香港より原材料を無償支給し、加工賃のみを支払う。

建物工場等の設備は自前で調達し、土地は地方自治体より長期貸借する形が多く、香港会社の支店形式であるが、中国の営業活動については、何年かの免税処置を得ているのが普通である。

香港も、あと3年で中国に返還となるが、英国系の企業は撤退を始めているとか、日系企業の一部は、シンガポールに移る準備をしつつあるとか。

その反面中国政府が金の卵を失う様な政策をとるはずがないとか、いろいろ論議されている。

いずれにしても現在の16.5%という低い税率が、続く限り、投資は続くのではなかろうかと思う。

③香港の後、中国本土に出来たクライアントの新工場を見学し、広州を経て上海に飛んだ。

上海は人口1,300万人、巷言われる様に、とめどもなく変わりつつある都市である。我が事務所もここに駐在員がいるが、中国の会計・税務・証券取引法等の整備は、今一步である。

外国企業の製造・輸出活動は歓迎されているが、国内での販売活動は大きく制限され、ビジネスの環境も未だしと、言ったところである。

上海証券取引所も訪問したが、開設されて4年、現在は、上場企業も少なく、何とも、のんびりとした取引所の雰囲気であった。

幹部の人の話では、今後一層の開放政策により、上場ブームが来るのは間違いなく、現在、近代的な取引所ビルを建設中で、その時、日系企業もブームに追従するでしょうと自信ありげであった。

④11月は海外子会社の往査で、オーストラリア、シンガポールと私を含め3人、10日間出張した。

シンガポールは、来年マレーシアよりの独立30周年を迎える。過去の、国の発展には自信を持っており、今後更に、近隣諸国を巻き込み、その経済の中心地(東南アジアの金融センター)になろうとする、したたかさはすごい。税率も30%から27%へ更に将来は25%近く迄下げる予定とか。

以上、こうして現地の人達と仕事を通して、夫々の国々の事情を聞けるのは、海外出張の魅力で、多くの海外の人と会えて貴重な経験を積んできた。

注、筆者は、監査法人トーマツ代表社員。

◎公認会計士第二次試験合格者・年次別一覧表◎

1. 年別合格者調・昭和24年(1949年)～平成6年(1994年)

区 分		受験者数	合格者数	合格 率
昭和24年	1949	528人	70人	13.3%
25	1950	1,146	169	14.7
26	1951	1,794	172	9.6
27	1952	1,872	127	6.8
28	1953	1,913	170	8.9
29	1954	1,976	174	8.8
30	1955	2,372	194	8.2
31	1956	2,687	151	5.6
32	1957	2,608	187	7.2
33	1958	2,584	219	8.5
34	1959	2,730	212	7.8
35	1960	2,427	196	8.1
36	1961	2,280	140	6.1
37	1962	2,183	128	5.9
38	1963	2,277	131	5.8
39	1964	2,399	129	5.4
40	1965	2,612	174	6.7
41	1966	3,052	181	5.9
42	1967	3,296	235	7.1
43	1968	3,720	223	6.0
44	1969	4,025	242	6.0
45	1970	4,634	244	5.3
46	1971	4,938	293	5.9
47	1972	5,055	324	6.4
48	1973	4,894	331	6.8
49	1974	5,218	467	8.9
50	1975	5,597	465	8.3
51	1976	5,795	321	5.5
52	1977	5,480	425	7.8
53	1978	5,393	301	5.6
54	1979	4,942	283	5.7
55	1980	4,357	252	5.8
56	1981	4,076	241	5.9
57	1982	3,814	214	5.6
58	1983	3,700	241	6.5
59	1984	3,712	288	7.8
60	1985	3,969	317	8.0
61	1986	4,282	452	10.6
62	1987	4,635	394	8.5
63	1988	5,205	378	7.3
平成元	1989	5,735	596	10.4
2	1990	6,449	634	9.8
3	1991	7,157	638	8.9
4	1992	8,102	798	9.8
5	1993	9,538	717	7.5
6	1994	10,391	772	7.4
合 計		187,549	14,010	7.5

(注) 平成6年度実績 ① 最高年齢 49歳、② 最低年齢 19歳、③ 平均 25.1歳、④ 女性 134人
合格者中 ⑤25歳未満 52.9% ⑥25～30歳未満 35.6% ⑦大学卒 71.8% ⑧学生 26.4%

協会の委員会・委員を経験して

—学校法人委員会委員活動の実状—

昭44商学卒 福島優子

公認会計士になってからこれまで、学校法人委員会、法規委員会そして再度、学校法人委員会と、連続9年、本部委員会委員を経験させていただき、昨年6月に学校法人委員会委員の任期3年を無事終了させて戴きましたので、平成5年度の学校法人委員会の活動を報告させていただきます。



監査業務に携ってはいても、学校法人監査は未経験という方も、沢山おられると思いますので、学校法人会計、又は監査をとりまく環境を、少しご紹介します。

その第一の特徴は、学校法人会計の構造は、資金収支計算であり、通常の企業会計での損益計算とは、理念の異なる会計であることです。

第二の特徴は、学校法人の計算書類が、原則として非公開であることもあって、一般に公正妥当と認められる学校会計の基準（GAAP）が、広く浸透しにくいこと等が、挙げられると思います。

そのような背景もあり、学校会計の専門家が学校法人内部にも、そして監査する側にも、育ちにくいのが現状であり、学校法人委員会に対する所轄庁や学校法人、又、監査するCPAからの期待は、非常に大きいものと自負しているところです。

日本公認会計士協会学校法人委員会では、学校法人委員会報告の他にも、これまで、4つの研究報告や、13の学校法人会計問答集を発表し、学校法人会計の処理の統一や、客観性を支える努力を、

積み重ねております。

第28年度（平成5年度）の学校法人委員会は、兼山金刀園担当常務理事の下で、委員長と、3名の副委員長、11名の在京委員、13名の地域会委員、そして7名の専門研究員、という35名の大所帯で運営されました。

協会の学校法人委員会は、ほぼ毎月一回の全体会議を持ちましたが、毎回25名程度の出席者をえ、地方の地域会委員が13名も参加されている割には、高率な出席率を維持しえた、と言えると思います。

平成5年度の学校法人委員会への諮問事項は、「既に発表されている学校会計委員会報告及び学校法人委員会報告等に改正又は追加を必要とする事項があるか。それはどのようなものか検討されたい。」という包括的な諮問でありましたので、学校法人委員会では、実務上、解決の急がれているテーマを検討するため、3つの小委員会を組織しました。

学校法人第一小委員会は、監査基準等の改正に関連し、学校法人監査上、検討を必要とされる事項の検討に着手し、平成5年12月6日には、学校法人委員会報告35号「理事者による確認書」を公表しました。

学校法人第二小委員会では、学校法人計算書類のディスクロージャーの充実をはかるための研究を行い、平成6年2月21日には研究報告第4号（中間報告）として、「計算書類の注記事項に関する研究報告」を発表しました。

学校法人第三小委員会では、私立医科大学等の行う法人税法上の収益事業の会計処理が、税務当局から指摘されたことに対応し、適正な会計処理の指針となるべく、「私立医科大学等の受託事業について」の「問答集（Q&A）」の作成準備を進めました。

尚、これは、次年度への継続審議事項と、なっ

ています。

上記、学校法人小委員会の扱うテーマでも、ご理解いただけると思いますが、学校法人委員会は、第一小委員会では、監査基準適用上の指針づくり、第二小委員会では、学校法人会計基準の整備に関する提言、第三小委員会では、学校法人会計分野におけるGAAPの浸透のための作業、というように、一般の企業監査における監査基準委員会の役割を、併せ持った機能を果たしており、その意味では、日本公認会計士協会の中でも、ユニークな委員会である、と言えらると思います。

学校法人委員会での実質的な作業は、委員のレポートの提出と、全体会議に先立つ小委員会での討議によって行われますが、協会の活動に役立つ役割はもとより、同様な知識基盤を持つ委員との議論は、なかなか楽しく、充実した気分を味わうことができました。

現在、私は、公認会計士制度委員会に所属し、一年生委員として、参加させていただいておりますが、協会本部の委員会活動ほど、公認会計士に必要とされる資質を、錬磨する好機は無い、と思っております。

元々、公認会計士の業務は、判断業務であり、判断の結果として、意見表明という決断を下さなければならぬ職業です。

結論を下すまでの判断の過程では、あらゆる方面からの検討が必要ですが、検討が独断に陥入らぬための不可欠なステップは、議論の積み重ねだと信じるからです。

日本人は、とかく議論を避けたがり、阿吽の呼吸で、仕事しがちな傾向が有りますが、監査環境が厳しさを増すなかで、正しい議論の習慣を、身につけることのできる委員会活動を、今後も大切にしてゆきたいと思っております。

注、筆者は、センチュリー監査法人代表社員。

東京会の台東会会長に就任して

—東京会・地区会会長会議等出席—

昭37経済卒 本間利雄

公認会計士三田会の会員諸兄には、ご健勝にお過ごしのことと、お慶び申し上げます。

私が、東京会の台東会会長に就任してから2年以上が過ぎました。



台東会は、上野地区・浅草地区など、下町情緒のあふれる地区にあり、公認会計士・会員80名、会計士補・準会員20名、合計100名、で構成されている地区会です。

台東会の会の例会等は、副会長や会計担当とも相談しながら、企画を立て、会を運営しています。

平成6年度の例会・研修会をご紹介しますと、

- (1) 4月・上野公園・韻松亭でのお花見会
- (2) 6月・台東会・定期総会・懇親会
- (3) 9月・隅田川の屋形舟の川下り行事
- (4) 10月・千代田会・中央会との合同研修会
- (5) 12月・台東会・例会・懇親忘年会

といったところですが、その主なものを、寸描してその印象・感想を記してみたい。

①4月のお花見会は、天候にめぐまれて、上野公園の桜が見事に咲きましたので、宴会も、大いに盛り上がり、盛会でした。

②10月の合同研修会は、台東会が担当当番でした。

研修会のテーマは、10月1日から施行された改正商法の株式の取得規制緩和に伴う株式の評価についてでしたが、地区会会員の関心が高かったためか、110名が参加されて、会場が満員になりました。予想以上に、集まったという感じでした。

社中交歓

研修会場の椅子や教材のレヂメが足りなくなり、大急ぎで、追加するほどの盛況でした。

研修会の講師は、協会租税相談室相談員の有賀先生で、私どもも骨を折った甲斐がありました。

このような合同研修会を通じて、地区会会員間の交流・親睦を図りながら、勉強もしています。

また、千代田会や中央会とも、従来から交流しており、合同研修会のほか、定期総会・忘年懇親会新年懇親会などの際には、相互に会長を招待したり、されたりして、親睦を深めあっています。

今後、この合同研修会の開催には、東京会からの交付金・補助金を得ながら、充実した企画を考え、会員の資質向上の資となるよう、努めてゆきたいと思っておりますところです。

③次に、台東会会長になったからというわけではありませんが、94年に、東京会が企画した親睦旅行に、2度に亘り、参加致しました。

その一つは、京都で開催された第15回日本公認会計士協会研究大会に合わせて企画された「越前の里旅行」です。東京会厚生部の立案でした。

この旅行は、東京会厚生部担当の西野清副会長を中心に、厚生部が「プロが選んだホテル百選」の中から、宿泊する温泉旅館を厳選して実施されてきた5回目旅行で、今回は7月20日から22日迄の2泊3日、「山代温泉のホテル百万石」と「芦原温泉・開花亭」に宿泊、この間に、永平寺、越前竹人形の里・丸岡城跡、吉崎御坊、東尋坊・滝谷寺などをまわって、然る後に京都の研究大会に参加するという旅行で、大変に素晴らしかった。

この2泊3日の旅行には90名が参加され、特に、ご夫婦で、参加された先生が、御兩人で30室個室、独占で、なごやかな雰囲気なかで、極く楽しく過ごすことができ、暑くて扇子を使いながら、歩いた思い出が、極めて印象的であった。

95年度は第6回目の企画として、「関西新空オ

ープン記念・南紀めぐり」の中で、「白浜温泉・白浜御苑」・「勝浦温泉・ホテル浦島」（ともにプロが選んだホテル百選に入っている）の2泊3日が予定されているので、先が楽しみである。

④もう一つの旅は、10月20日に新潟市で開催された東京会ブロック会議に合わせて、出席後の21日から22日に亘る1泊2日の「佐渡旅行」でした。

この旅行には、当協会総務部と長野県会が企画され、40名の会員が参加された。小木のたらい舟乗り、尖閣湾、佐渡金山・朱鷺の郷をまわり、真野御陵を参拝、ときの見学などをしました。

特にときの見学は、日本に2羽しかいないという「とき」の内の1羽（オスの「みどり」）で私の印象に強く残りました。

新潟駅で東京方面へ帰京する一行と別れ、私は市内で開業されている某公認会計士事務所に立ち寄り、暫くお話をしてから、自宅に帰りました。

同氏とは、会計士補・補修所時代の同期の間柄であり、なつかしく「佐渡旅行」も一緒でした。

以上、東京会の二度の旅行に、台東会会長として参加できたことは、大変嬉しく、今後かかる旅行の企画には、出来る限り、都合をつけて、参加し、親睦の機会をつかんでゆきたいと思います。

⑤台東会会長は、日本公認会計士政治連盟東京会台東支部長を兼任します。選挙の際は、どの候補者を推薦するかということなど、忙しくなります。

93年の総選挙・区議選挙のときがそうでしたが、95年は参議院選、地方選が予定されていますので、また少し、忙しくなりそうに思います。

⑥私が台東会会長に就任する迄の間に、協会本部では、法規委員会等の2つの委員会委員、東京会では、監査委員会・会計委員会委員等を歴任していますが、折角、地区会・会長の一員として、台東会会長になったことですので、地区会・会員のため、すこしでもお役に立てればと念じています。

TKC全国会の税務業務の現状

—TKA監査法人との業務提携論—

昭38商学卒 園田光基

1. はじめに

今日、職業会計人の経営形態は、次の2つに大別される。

①組織的経営の代表である監査法人と、②個人事務所経営の公認会計士・税理士である。



その経営基盤も、前者は監査業務に、後者は税務業務に置かれている。

両者の共生は、公認会計士と税理士の、職域問題もからみ、かなり難しいのが現状である。

そこで、私の所属するTKC全国会と、その傘下のTKA監査法人の活動状況を通じて、両者の協力のあり方を探り、諸兄の参考に供したい。

2. TKC全国会の現状

職業会計人の任意団体であるTKCは、飯塚毅TKC全国会会長が、昭和41年10月、栃木県計算センター（TKC）を、宇都宮に創設したのが、始まりである。

TKC設立の趣旨は、来るべきコンピュータ時代の幕開けに備えて、職業会計人の「職域防衛」と「運命打開」を目的として、職業会計人の団結を呼びかけるものであった。

その後、全国各地に地域会、計算センターが順次、増設置され、昭和46年に、TKC全国会が結成され、今日では、16地域会、37計算センターと伸展し、その会員数は、約7200名、その関与先企業数は、約55万社にまで、拡大化している。

TKC計算センターが、7200名の会員の関与先

企業の月次決算・年次決算に関わる財務会計システム、法人税申告書を作成する税務情報システム等の資料提供を行って、会員及びその関与先企業の税務会計を支援し、租税正義の実現に資することとしている。

3. 監査法人TKA飯塚毅事務所との業務提携

TKC会員及びその係る関与先企業が増加するにつれ、関与先企業が、法定監査等を受ける機会が昭和50年代に入り、急増してきた。

これに対応し、TKCグループの中に、TKC会員、及びその係る関与先企業を支援する監査法人の設立を望む声が強まり、昭和53年1月に、会員の公認会計士の有志により、監査法人設立準備委員会が、TKC全国会に設置され、諸準備が進められて、昭和55年3月、大蔵大臣の認可を受け、監査法人TKA飯塚毅事務所（以下、TKA監査法人という）が、設立された。

TKA監査法人は、本来業務である監査水準の向上に努めることは勿論、TKC全国会の理念である職域防衛と運命打開の実現を目指しており、これが他の監査法人と、大幅に異なる特色である。

換言すれば、TKA監査法人は、TKC会員関与先の成長に伴い、監査の必要性が生じた時に、監査業務を通じて、TKC会員を支援し、以ってTKC会員の「職域防衛」を果たし、TKC全国会のグループ活動に資することにこそ、その存在意義があると云える。

4. TKC会員との共生

TKC会員関与先に、監査が必要とされるのは、法定監査の基準に到達した場合と、株式公開の準備を始めたい場合が、圧倒的に多い。

最近の株式公開ブームもあり、平成6年には公開企業は、160社強になると、云われている。

特に、株式公開の相談事例では、ベンチャーキャピタル、証券会社、監査法人等の攻勢がすさま

じく、TKC会員が排除されたまま、公開準備が進められ、結果としてTKC会員とその関与先との間の顧問契約が、解除されることが少なくない。

そのためTKC会員の多くは、監査とか株式公開とかになると、関与先が離脱するかもしれないと恐れる余り、監査法人や株式公開には、係わりたくないと言う気持ちが、強いように思われる。

極論すると、監査業務が導入されると、その関与先が奪われてしまうと、危惧するTKC会員が、少なくない。

そこで、TKA監査法人は、上記のようなTKC会員の心配を考慮すると共に、TKCグループの一員として、TKC会員との共生を、次のような活動を通じて、実現したいと努力している。

① 監査法人は、監査業務。会員事務所は、税務業務。の役割分担を明確に区分していること。

② 株式公開業務への会員事務所の参加を促し、MAS業務の開発を支援すること。

③ 長文式報告書等の報告会に、必ず出席を求め、関与先、会員、監査法人の三者の連絡を、特に密接にすること。

④ 事例研修会等を通じて、会員と監査法人の連携について、理解を深めること。

5. おわりに

上記の如く、TKC全国会と、TKA監査法人とは、諸活動を通じて、TKC会員との信頼関係を築いて、会員・関与先・監査法人が、共に、発展することを願ってきているが、今日、必ずしも、充分な成果が、上がっているとは云い難い。

同じ職業会計人とは云え、税理士・個人事務所経営の公認会計士・監査法人の共生には、今日なお、かなり難しい諸問題が、存在している。

それ故にこそ、正確なその問題認識と、本音の議論が、今後共、引続き必要と思われれます。

注、筆者は、監査法人TKA飯塚毅事務所代表社員。

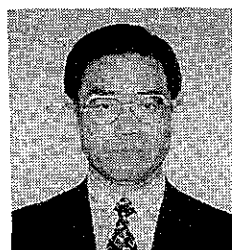
学校法人会計基準・学校法人論

—公認会計士による学校法人監査—

昭42経済卒 一法師 信武

1. 学校法人会計—その目的と根拠法令—

学校法人慶応義塾のように、私立学校法に基づいて設立される法人を学校法人という。



国立・国立の学校に対する私立学校の設立主体であると云える。

学校法人の所轄庁は、文部大臣（大学及び高等専門学校の場合）又は都道府県知事（高校、中学校、小学校、幼稚園等の場合）となっている。

学校教育における私立学校の果たす重要な役割に鑑み、その教育条件の維持向上及び学生生徒等の経済的負担の軽減をはかると共に、経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的として、区に及び地方公共団体による私立学校に対する助成について定めた法律が、私立学校振興助成法（以下、私学助成法）である。

この法律において、国または都道府県は、学校法人に対して、学校における教育に係る経常的経費について、補助することができるとされており、その場合には、学校法人は、学校法人会計基準に従って、計算書類を作成しなければならない。

当該計算書類については、公認会計士、または監査法人による監査報告書の添付が、義務づけられているのである。（私学助成法第14条3項）。

2. 学校法人会計基準—その特色—

このように、私学助成法により補助金を受けている学校法人は、学校法人会計基準（文部省令第18号、以下「基準」）に従って会計処理を行い、

計算書類を作成しなければならないとされている。

「基準」では、学校法人会計の原則として、真实性の原則、複式簿記の原則、明瞭性の原則及び継続性の原則の4つを、定めているのである。

学校法人会計の特色の第1は、それが予算会計であることであろう。これは、企業会計と、まったく相違なる会計であり、学校法人を始めとする公益法人会計に共通のものであると云えます。

予算会計の特徴的な点は、各会計年度の収入財源とその規模が概ね所与であり、その活動目的に応じた事業計画により、支出項目と支出額が定められることである。したがって、事前に収支の状況が概ね確定してしまうのである。

企業会計のように、利益増大を目的とした予算管理とは、まったく異なる考え方であると云える。

したがって、学校法人会計は、予算の作成が極めて重要なファクターであり、極端ないい方をすれば、予算の作成をもって、事実上、決算は終了したようなものであるとも云えます。

実態に即した適切な予算作成が学校法人会計実施における重要な前提条件となるものと思われる。

学校法人会計の特色の第2は、計算書類の体系である。「基準」では、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及びそれらの内訳表又は明細表の作成が、定められているところである。

資金収支計算書は、支払資金の収支の状況を示したものであり、企業会計におけるキャッシュフローステートメントに、近いものといえよう。

消費収支計算書は、概ね発生基準による収支の状況を示したものであり、企業会計における損益計算書に相当するものといえます。

従来、資金収支計算書が、最も中心的なものと考えられているように思われるが、学校法人の収支及び財産の状況を、総体としてみるには、消費収支計算書と貸借対照表をメインとし、資金収支

計算書は、附属計算書として、位置付けることも考えられるであろう。

学校法人会計特色の第3は、基本金会計である。基本金とは、学校法人が必要な資産を継続的に保持するために、維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組入れた金額である。

学校法人が、教育研究活動を継続的に維持していくためには、土地、建物、設備等の資産が、安定的に保持されている必要があるため、その帰属収入からまずこの基本金への組入れが優先し、その残額の消費収入をもって、人件費や経費等の消費支出に充当すべきことを定めているのである。

基本金の組入れにより、一度取得した固定資産等は、永久に保持されることになるので、消費収支が均衡しているかぎり、その学校法人は、教育研究活動が、永続的に維持されるのである。

3. 公認会計士監査の重要性—その役割と期待—

公認会計士は、学校法人の作成した計算書類が、「基準」に従って、適正に学校法人の収支及び財政状態を示していることについて、監査意見を述べるのが第一の任務である。しかし、これだけでは社会の期待に十分応えたことにはならないであろう。監査を通じて、広い意味の指導性を発揮することが、期待されているものと思われる。

内部統制上の問題点の指摘による管理体制の健全化、企業経営に倣った経営合理化策、予算制度、資金計画等、アドバイザーとして、また、学校法人の経営全般についての経営者たる理事長の相談相手として、重要な役割を果たすことができる。

学校法人監査は、今や制度として、広く定着しているが、その他の公益法人に対する監査制度は、未だ充分と整備されていない。

学校法人監査の実績を踏まえて、公認会計士による公益法人監査の充実拡大が期待される処です。

注、筆者は、監査法人トーマツ代表者員。

東京会士補担当常任幹事を担当

—実務補修・実務従事・業務補助—

昭49経済卒 嶋田靖彦

平成4年度より日本公認会計士協会東京会の役員として、地区会(大田会)から選出されて、現在、会計士補部担当の常任幹事を務めています。東京会の会務



には、研修出版委員会以来のことですが、現在の担当が会計士補部となり、若い会計士補と接触することが増え、有意義な日々を過ごしております。

(1)東京会・会計士補部の活動

会計士補部は、優秀な後進を育成するため、以下のような研修・指導を行っています。

①公認会計士を志す人達への特別講演会の開催

これは、一般社会人、及び学生を対象として実施しており、著名な講師をお願いして、毎回多数の受講者が参加しています。

②大学訪問等、公認会計士制度説明会の実施

公認会計士となるための進路指導に関して、公認会計士協会本部と連携をとりながら、大学訪問を実施して、ビデオの上映、公認会計士制度の説明、公認会計士第2次試験の合格体験談の発表などを行っています。

③会計士補対象研修会の開催

監査、会計、税務実務に係わる研修会を実施して、会計士補の日常の業務の研修とすると共に、独立職業会計人の体験と、抱負を発表してもらうなど、ライフプランの指針となる企画も行っていきます。

又、公認会計士第3次試験の受験対策研修会

として、直前の試験問題の解答、解説を行なう形で研修会を実施しています。

④その他、会計士補で組織する会計士補会東京分会との連絡、支援などを行っています。

また、会計士補就職問題も、重要課題として、前向きに取り組んでいます。

(2)実務補習・実務従事・業務補助について

会計士補が公認会計士となるためには、第3次試験の合格が必要であり、第3次試験は公認会計士となるのに、必要な高度の専門的応用能力を有するかどうかを判断することを、その目的とし、財務に関する監査・分析その他の実務(税に関する実務を含む。)及び論文について、筆記及び後述の試験が行われています。(公認会計士法10条)

平成4年5月6日の公認会計士法(以下法という)の改正により、第2次試験における短答式試験、及び選択科目制の導入等と共に、第3次試験関係も、受験要件等が改正されました。

平成7年度の第3次試験から、この新制度の試験を行うこととし、平成8年からは、第3次試験も、年1回の実施となる予定です。

第3次試験の受験要件は、実務補習期間が1年以上であり、業務補助等の期間が2年以上であって、かつ、実務補習期間と業務補助等の期間(実務補習期間と重複する期間を除く。)が、通算して3年以上となる必要があります。(法11条)

●実務補習●

実務補習は指導公認会計士、日本公認会計士協会(東京、近畿、東海)及び実務補習団体として大蔵大臣の認定を受けた一部の監査法人において実施されています。実務補習の内容は、実務講義・実務研修・研究報告・考査・ディスカッション等であり、1年間に亘り、原則として、夜間に行われています。現行の制度では、昼間の勤務に加えてこの実務補習は、受講生の肉体的、精神的負

担が大きく、又補習期間が1年であるため、補習項目が、受講生の実務面での習熟度との関係で、消化不良を招いている等の指摘がありました。

日本公認会計士協会は、「実務補習の運営に関するプロジェクトチーム」を設置し、これらの問題に取り組み、平成7年10月以降の実務補習所の運営について、実務補習期間は2年間として、1年間の日数を減らし、補習生の負担を軽減すると共に、より効果的、効率的な実務補習カリキュラムの企画をする等、の新方針を提案しています。

又、地方においての実務補習の充実（指導公認会計士への支援強化策等）も検討されています。

●業務補助●

「業務補助等」は業務補助と実務従事の意味であり、そのいずれかの通算期間が、2年以上であることが、受験要件として必要となります。

業務補助とは、法第2条第1項の業務（監査証明業務）についての公認会計士又は監査法人の補助のことをいいます。（法第11条1号）

通常、証取監査、商法監査なら1社、その他の場合は2社以上の会社等の業務補助が必要です。

●実務従事●

実務従事とは、財務に関する監査、分析その他の実務に関する従事で、具体的には次の通りです。

- ①国又は地方公共団体の機関又はそれ以上の法人の会計に関する検査もしくは監査又は直接国税に関する調査もしくは検査の事務を、直接担当する。
- ②銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、又はこれらに準ずる特別法に基づく法人に於て、貸付、債務の保証、その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を、直接担当する。
- ③以上を除いて、地方公共団体以外の法人において、原価計算、その他の財務分析に関する事務を、直接担当する。

注、筆者は日本公認会計士協会東京会常任幹事。

大監査法人の監査業務の体験論

—ビッグシックスの海外出張報告—

平成元経済卒 牧野宏司

1983年8月に私は、法人から派遣され海外研修に行くチャンスに恵まれた。ここでこの間の経験談の一端を記して出張報告としたい。

私が参加した研修チームは、「現場主査としての役割」と題するクラスで、一週間に亘り、EC本部が置かれているベルギーのブラッセルに於いて行なわれた。

私の所属する監査法人は、ビッグシックスのメンバーファームで、海外にある子会社等の監査は通常現地の事務所に行って貰うため、主査レベルの人間が海外に赴くことは殆どなく、私にとっても、入所以来の、初めての海外出張であった。

私の監査法人では、先輩諸兄が世界各地に海外赴任しており、主として現地の日系クライアントへのサービスを中心とした監査業務等を行なっているが、これらの先輩諸兄の事務所を訪ね歩くというのも、今回の研修に付随したもう一つの大きな楽しみであり、研修の前後にロンドン・オランダ・ミラノ・ブラッセルの各事務所を見て回った。

東京では、異常な地価高騰のあおりを受けて、事務所の規模にも制約があるが、海外のオフィスは夫々、かなり大規模なビルを所有し、マネージャー・パートナーになると、かなり大きな個室が与えられており、海外における会計事務所のステータスの大きさを、改めて再認識させられました。

公認会計士の業務をしていると、若い年齢にも拘らず、会社の中核の情報を知り得る機会がある。



社中交歓

海外赴任で監査法人代表の一員としての先輩も、年齢が若輩ながら、かなりの重責を担って仕事を行なっているが、苦勞話も絶えないらしく、ある時、日系企業が集うパーティが開催された折りに、自分の席を探していた処、名誉なことに、主賓席に自分の名前があることに気付いた。同席されたのは駐日大使をはじめ、各会社の社長クラスの人達で、緊張のせい酒量も多くなり、パーティ終了時には、泥酔状態になったこともあったようだ。

海外では、ボーダーレスな視野を身につけるだけでなく、幅広い社交性が、強く要求されている。

ヨーロッパ諸国は、国民性も様々であり、非常に興味深かった。例えば、ドイツ・スイス人は日本人に近く、割と控えめであるが、イタリア人は非常に人なつこい性格であると同時に、非常におおらかである。時間にも、かなりルーズで、今日は、珍しく列車が時刻通りに来たと思ったら、実は24時間遅れで、たまたま、走っていただけであるということも、昔はあったらしい。

さて本題の研修だが、私自身あまり予備知識がなく、世界各国から様々な人々が集まってくると想像していたのだが、私以外は、総てEC圏内の人間で占められていた。特に、ドイツから来た人が全体の8割以上を占めており、彼らは、それぞれ、飛行機で一番遠い人でも、2時間位で帰れる人達許りで、実際、研修最終日も、翌日から仕事だと言って、殆どが帰っていった。

その講義の内容としては、①監査計画をたてるに当たっての現状把握の仕方②分析手続③監査における重要性の考え方④マネジメントレターの書き方⑤監査の効率性について⑥インターナショナルタックスについて⑦リーダーシップについて⑧クライアントのニーズについて⑨連結財務諸表について⑩ネゴシエーションについて等であり、幅広い項目について行なわれた。

その講義の方法としては、先ず全員に議題を投げかけて、夫々からの意見を講師が求められる。

議論が次第に煮つまってきたら、講師がある一定の方向性を、もたせるように誘導する。

次に、それ迄のディスカッションを踏まえ、ケーススタディを行ない、最後に、グループでの総論を纏めるといった具合である。

時としてケーススタディに入る前に夫々の主題に応じて短い非常にユニークな映画を見せられることもあり組織だったトレーニングがなされる。

海外のトレーニングセンターには、トレーニングを専門に行なうパートナーがあり、この点、トレーニングの充実度は、かなり高いレベルである。

実際研修を開いている者に参加を求め、コミュニケーションを大事にし、また間々に、参加者を飽きさせないような話題・映像を織り交ぜる工夫がなされている。

実際、研修中に、英語で、コミュニケーションをするのには、かなり手間どった。

さらに、昼食時は、殆どの方がドイツ人であったため、ドイツ語でまくしたてられることも多く、大学の第2外国語でドイツ語を選択していた自分は、何を学んでいたのかと、自問自答させられることが度々あったが、実際うちとけてみると、夫々が皆個性がある人達ばかりであり楽しかった。

今回の海外研修・海外出張の体験は、自分にとって、公認会計士としての、テクニカルな部分以外の部分において、貴重な体験となった。

その期間が一週間という短いトレーニングではあったが私は、海外研修内容の充実度の高さ、外国人とのコミュニケーションを通じて、ビッグシックスのネットワークの広さ、全世界のメンバーファーム内での位置づけを、自らの肌で直接感じる事が出来て、極めて有意義な研修であった。

注、筆者は、センチュリー監査法人所属勤務。

公認会計士試験合格までの努力

—公認会計士試験改正に関連して—

平成3経済卒 森 重 俊 寛

「公認会計士試験」といえば、その特異さと難解さから、司法試験や不動産鑑定士試験と並ぶ「三大国家試験」などと言われ、数年の就職浪人生活を経て、



晴れて合格するという、いわゆる「難関」とされてきた感があるが、それも最近事情が変わってきている様である。「難関」であることには変わりないかも知れないが、昔は少数であったであろう大学在学中に合格する者の急増である。

平成3年卒の小生もその1人である。大学3年に進級すると同時に、大学と並行して公認会計士試験の予備校に通うという「Wスクール」を経て、大学4年在学中の平成2年夏の2次試験に合格し、3年半の会計士補としての“修業”期間を経て、現在、公認会計士として、飯を食うに至っている。

公認会計士という職業は一般的に知名度が低い。

私なども、実際に監査法人に勤務する迄は具体的にその職業のなんたるかを知らなかったと言っても過言ではない。それだけに、公認会計士を目指して勉強する人間の動機は図り知れない。私自身、大学に入学して暫くは、公認会計士という資格の存在すら知らなかったし、興味すらなかった。

こんな私が、なぜ公認会計士になろうと思ったのか、はなはだ疑問である。

大学に入れば遊べると思い、苦しい大学受験を乗り越えてきた私にとって、大学1、2年の頃は大学=遊び場の感覚しかなかった。とりあえず、

単位を取得するために、出席をとる授業にだけ顔を出し、あとは、二幸食堂の“たまり”でサークルの連中と無駄話。夜になれば家庭教師のアルバイトや友人との飲み会。試験前になるとノートのコピー収集に勢を出し、一夜漬けで試験に臨む。

春はテニス、夏は海、秋は日光ヘドライブ、冬はスキーと、遊ぶことには、こと欠かない、そんな生活を送っていた。

「楽しければいい」などと思いながら、それなりに、充実した生活だったのかも知れない。

ところが、こんな生活にも若干の変化のきざしが現われる。上記の様に毎日を漫然と過ごしていた大学2年生の三田祭も過ぎる頃、仲間の中で、「どのゼミに入るか」が話題になる様になった。一応私が在籍していた経済学部では大学3年からゼミが始まる。ゼミに入らなければいい就職にありつけないという方程式があるので、みんなこぞってゼミに入ろうとする。しかし、全ての人間がゼミに入れるわけではない。なにせ、ゼミナールの毎年募集する人数は一学年の半分ぐらいいかないので、当然ゼミに入れず溢れる人間が出てくる。ゼミに入れないと「プータロー」などと呼ばれ、いわゆる一流企業には就職できないとされていた。そこで、大学2年生のこの時期になると、それまで大学に来て、ろくに勉強してこなかった連中はあせり出す。そして、なんとか入れるゼミを探し、レポートを出し、春の入ゼミ試験に備えて、間に合わせの勉強を始めるのである。

本来ゼミとは、自分の興味のある分野について、より専門的に学ぶためにある集まりであるにも拘らず、である。この時、私は公認会計士になろうと決心した。大学2年間何もしないでいた私にとって、希望するゼミに入れるわけもなく、入りたくないゼミに入るために半端な勉強をする気などさらさらなかった。同じ勉強をするなら、半端の

ない、やりごたえのあり、しかも将来的に役立つことをしようと思った。そこで、大学生協のパンフレットにあった「難解」な「公認会計士第2次試験」を受験しようと思ったのである。

大学入学以来、まともに「勉強」をしたことのなかった私にとって、この決断はまさに「無謀」と紙一重であった。しかも、目標は大学3年の春から勉強を始め、翌年の夏の試験に合格するというものであったから、多くの者から嘲笑を浴びる結果となった。しかし、短期間でも集中的にやれば必ず成就すると信じていたし、その当時から短期合格者や在学中の合格者も年々増加傾向にあったので、これぞ絶好の機会だと思った。そこで私は、大学2年の学年末試験も終わり、皆がゼミに入るための勉強をしている頃、工場で1ヵ月半の夜勤アルバイトをして予備校に通う資金を稼いだ。

そして、その年の4月から、予備校と大学に通い、空いた時間は、予備校の自習室で勉強した。

日曜日だけは息抜きに友人と遊びにいったが、それ以外は基本的には勉強の毎日だった。夏休みと冬休みの時期は特に辛かった。なにせ他の人は皆海外旅行へ行ったりスキーへ行ったりしているのだから。しかし、そんな時は長い人生の中で、たかが1年半の我慢だと自分に言いきかせ、或いは来年合格すれば、来年の夏は思いっきり遊べと言いきかせた。そして1年半が過ぎたのである。

結局、試験の出来は最悪だったが、蓋を開ければ合格していた。運も多分にあっただろうが、近年の試験傾向によるところが大きかった様に思う。

試験委員の学説や癖に左右された過去の傾向から、より基本的かつ正確な知識が要求されるものに変わりつつある。資格試験はそうあるべきだったし、実務で要求されるのは基本的知識である。今後も、短期合格者が増えることを切望したい。

注、筆者は、太田昭和監査法人所属勤務。

1 平成6年4月から三田に登場、アートの香り「北新館」

平成6年4月から、三田に新名所「ファカルティクラブ」と「ホール」が誕生した。いずれも、新築された「北新館」の中に設けられたもので、このビル全体がちょっと高級イメージである上に、いかにも慶応らしい文化の香りがただよ々と好評である。

ファカルティクラブとは、品の良い教職員食堂。信濃町の慶應病院11階の「スカイラウンジ」と同じパレスホテルが食堂の運営に当たっているので、ホテル並みの雰囲気が漂う。大学を訪れた賢客にはぜひ案内したいところ。料金も1,000円くらいからあり、3,000円、5,000円、の会食もできる。また10名収容、30名収容のルームもあり、三田会の幹事会には絶好の場所となっている。営業時間は午前11時から午後8時半まで。

ホールは、240席でゆるやかなスロープ状で国際会議もできる3ヵ国語対応の同時通訳ユニットのほか、100インチのプロジェクター、グランドピアノなど完備。義塾の式典や講演会を予定しているが、塾員が主催する三田会等の催物に使用することもできる。ただし、有料なので詳細については塾監局の管財課と相談すること。

2 湘南藤沢に大学棟新構想の大学院

新学部の完成年度を終えてホッと一息ついた湘南藤沢キャンパスが、それに引き続いて新構想の大学院「政策・メディア研究科」を、4月からスタートさせた。修士課程の定員150名という規模である。ところが、これがまた好評で、選抜の結果入学したのは定員を超えて166名という。

この新大学院のスタートにふさわしい校舎が、これもまたさまざまな新しい思いを込めた設計で登場した。外壁の大部分がガラス張りの4階建てで、2階と3階が大部屋のオープンスペース形式

のロフトという変りもの。共同研究なり、授業の持ち方が、いろいろな工夫を生かして実施できるためには、部屋に区切られていない方が用途が広いというわけ。新名所がまた一つ増えたことになる。

3 医科学修士がスタート、新発足

医学部以外の学生を対象にするという珍しい医学研究科の修士課程（医科学専攻）が、この4月から発足した。高度職業人養成の目的を持つ新構想大学院で、大阪大学、筑波大学に続いてわが国で三番目の登場となる。もちろん、私学でははじめて。定員20名のところ、17名が入学し、ますますのスタートとなった。

修士後の進路としては就職する者は企業（薬品、ME等）、研究・教育・医療機関他。また進学する者は他研究科の後期博士課程へ進学するケースもあろう。

4 日吉に研究工房が開設、LLなど語学教室の第三校舎

かねてから日吉キャンパスで、学生と教師とのコミュニケーションの場が望まれていたが、最近になって急速に具体化し、教職員有志の手で「研究工房」と名付けられた四？がこの4月から開設された。場所は日吉キャンパスの元住吉寄りの第五校舎。旧LL教室の跡室を改造し、マル型、三角型、楕円型など工夫をこらしたテーブルを配置し、リラックスした雰囲気、対話をしようというもの。討論もよし、共同研究もよし、思い思いの利用方法で、お互いに何かに熱中できるスペースにどうぞという、イキナ計らいが感じられる新施設の登場である。教員、職員、学生がお互いの壁をのり越えた共同の笑みがこの場を利用して生まれることが期待される。

もう一つ、第三校舎が4月からオープンした。第三校舎というと昔は学生ルームのあったところを指していたが、いまは課外活動棟（塾生会館）として新装だったので、この4月から開設された語学教育を中心とした新校舎を第三校舎と名付けた。この新校舎は、少人数の語学教育用という目的で、平成5年度からスタートした新カリキュラムの構想に合わせて、教育計画に合うよう設計、

建築されたもの。教育がどんなものになるかを想定して、その目的に合わせて校舎を建設するというのは、もともと本来のあり方だが、すでに校舎が出来てしまっていると、なかなかそうはいかぬもの。それがねらい通り完成したとあって利用する教員も、また学生の方も極めて好評である。三階建て23教室で1教室では、3、40名の授業を想定している。ちょっとスマートな日吉の新校舎である。

5 フジモリ大統領に名誉博士、キャンパスでは学生と握手

さる6月8日、来日中のペルー共和国のフジモリ大統領に、三田演説館で鳥居塾長から名誉博士の称号が授与された。

午前11時15分からの式典は、法学部の推薦によるため、開式は倉沢法学部長、推薦文朗読は堀江前法学部長により行われた。

大学教授（数学）であったフジモリ大統領が、国の破局を憂え、学者を中心に新政党「カンピオ90」を結成し、大統領に選ばれた経過は有名な話だが、学位授与式のあとの記念講演会では八百余りの塾生を前に教壇に戻ったような大学人の姿で講演した。

「すべての大学人は社会と国に参加して責任を持つべきだと考え、カンピオ90を結成した。」「前政権も民主主義体制を維持していたが、利害関係を持つ形式的な民主主義では国の窮状を打開できなかった」「形式的な民主主義の化けの皮をはがすとみにくい姿をさらけ出す、どのような民主主義体制を確立すればよいか、諸君も考えて」「国家の発展は教育と生活水準の向上にある」「ペルーではいま多くの学校が建設されている」「慶應の学生も20名位、大統領府にご案内しましょう。但し、交通費は自弁で」など、治安も経済も回復に向けて大転換を成し遂げた大統領は、満面に笑みを浮かべ、自信を持って、塾生に語りかけていた。

講演後のキャンパスでも、学生と親しく交流し、握手やサインで行くところ歓声や人だかり。レセプションでは、英語版「福翁自伝」などの記念品が贈られたが、大統領の笑顔は絶えなかった。

公認会計士三田会の有資格者の現況 (平成6年10月31日現在)

昭22経済卒 西野 清



I 公認会計士・会計士補の全国版の現況

(1) 公認会計士・有資格者数 (6.10.31現在)

試験別	合格者数	死去数等	現在数
①三次試験	10,020	737	9,283
②特別試験	1,042	590	452
③特例試験	1,024	524	680
合計	12,266	1,851	10,415

(2) 会計士補・有資格者数 (6.10.31現在)

① 第二次試験合格者総数	14,010
② 第二次→第三次合格者外	10,072
③ 第二次試験合格者現在数	3,938

(3) 日本公認会計士協会・登録者数 (6.10.31)

① 公認会計士・有資格者総数	12,266
死去・未登録者数等 (-)	1,937
公認会計士・登録者現在数	10,329
② 会計士補・有資格者現在数	3,938
死去・未登録者数等 (-)	638
会計士補・登録者現在数	3,300
(内)協会入会・順会員数	3,104
③ 監査法人・現在登録数	122
監査法人・公認会計士数	5,124
監査法人・会計士補数	2,259

II 慶大出身者数・増加推移の現況

(1) 慶大出身・協会会員、準会員内訳表

資格別	全国数	慶應義塾出身者	%
① 公認会計士 会員数	10,329	1,214	11.8
② 会計士補 準会員数	3,104	513	16.6
合計	13,433	1,727	12.9

(2) 慶大出身者数増加の新記録樹立

①平成6年度において、公認会計士は別表の如く新たに97名(昨年は107名)が登録。また会計士補は新たに140名(昨年は110名)が合格。

②公認会計士登録の総累計は1,283名に達し、会計士補の登録数の523名を加算すると、両者の登録記録数は1,811名で1,800名の大台を突破した。この内、死亡等による抹消数が累計数で公認会計士69名、会計士補15名。

上記にて現在の公認会計士は1,214名。会計士補513名。合計で1,727名が登録されている。

③平成6年度、第二次試験合格者の140名(P30別表)の内、97名が登録して準会員。未登録の43名を加え140名が協会の実務補習所へ新たに入所した実績により、P28の表記載の如く、慶應義塾出身者が、入所者数等に於て、他の有名大学を抑え、その増加数で引続き20年間連続首位の座を樹立されることができた。

④平成元年よりは、6年間連続、三桁の合格者を出し、算出する快挙を確立したことになる。

⑤商学部会計研究室「会計人への道」による「会計人コース」91.12の資料とを集計するとき、出身校別合格者数は慶大が通算で23年間首位の座を占めたことが証明されている。

⑥平成6年度において、首位の座を占めたので連続20年間首位の記録を確立したことがなったが、更にこの流れを次の世代へと引継いでゆかねばならない。第二次試験受験を志す塾生の環境造りに、塾長を中心に関係各位の新たな協力をお願いしてやまない。

Ⅲ 慶大出身・公認会計士・会計士補登録者・年次別・合計一覧表

種別 年次	公 認 会 計 士			会 計 士 補			合 計 数		
	塾出身	全国数	同全体比	塾出身	全国数	同全体比	塾出身	全国数	同全体比
52/8月	258	5,385	4.8%	240	2,210	10.8%	498	7,595	6.6%
53/12月	311	5,544	6.6%	250	2,319	10.8%	561	7,863	7.1%
54/9月	331	5,672	5.8%	285	2,234	12.7%	616	7,906	7.7%
55/6月	360	5,854	6.2%	284	2,294	12.4%	644	8,148	7.9%
56/10月	451	6,429	7.0%	262	1,905	13.8%	713	8,334	8.6%
57/10月	532	6,974	7.6%	232	1,591	14.6%	764	8,565	8.9%
58/10月	583	7,286	8.0%	222	1,527	14.5%	805	8,813	9.1%
59/10月	624	7,486	8.4%	246	1,539	15.9%	870	9,025	9.6%
60/10月	667	7,706	8.7%	234	1,394	16.7%	901	9,100	9.9%
61/10月	704	7,904	8.9%	262	1,561	16.8%	966	9,465	10.2%
62/10月	740	8,064	9.2%	277	1,713	16.2%	1,017	9,777	10.4%
63/10月	791	8,240	9.6%	289	1,846	15.7%	1,080	10,086	10.7%
1/10月	840	8,475	9.9%	347	2,093	16.6%	1,187	10,568	11.2%
2/10月	895	8,815	10.2%	385	2,170	17.7%	1,280	10,985	11.7%
3/10月	973	9,151	10.6%	416	2,535	16.4%	1,389	11,686	11.9%
4/10月	1,028	9,419	10.9%	470	2,807	16.7%	1,498	12,226	12.3%
5/10月	1,127	9,860	11.4%	485	2,968	16.4%	1,612	12,828	12.6%
6/10月	1,214	10,329	11.8%	513	3,104	16.6%	1,727	13,433	12.9%

(注) 6/10月末現在、本表の外に、43名の会計士補有資格者(平成6年合格・未登録者)がいる。

Ⅳ 慶大出身・公認会計士・登録順一覧表(登録総数1,283名・抹消69名・現在数1,214名)

登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数
1~1000	23	14	9	4501~5000	34	2	130	8501~9000	86	2	656
1001~1500	14	4	19	5001~5500	54	4	180	9001~9500	78	1	733
1501~2000	14	3	30	5501~6000	61	3	238	9501~10000	89	2	820
2001~2500	18	6	42	6001~6500	70	1	307	10001~10500	75	4	891
2501~3000	20	3	59	6501~7000	62	1	368	10501~11000	86	2	975
3001~3500	12	4	67	7001~7500	72	2	438	11001~11500	98	1	1072
3501~4000	8	2	73	7501~8000	70	2	506	11501~12000	91	0	1163
4001~4500	29	4	98	8001~8500	68	2	572	12001~12321	51	0	1214

(注) 当期間の登録抹消者は、次の8名。(死亡7名を含む)

- ① 嶋田 吉雄(420) (昭24経) ② 尾前 正己(415) (昭14経) ③ 寺沢 清(1103) (昭15商) ④ 廣田 潤(1597) (昭31経)
- ⑤ 三枝 英訓(3429) (昭4経) ⑥ 青木 茂(4064) (昭10特) ⑦ 乙益 文隆(8210) (昭45商) ⑧ 横川与志子(10224) (昭58法)

① 慶大出身・会計士補合格・通算23年間、連続20年間・首位記録一覧表(大学別・実務補修所入所数等)

年次/都内順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	(併)
① 昭和42年度(1967)	中大53	明大24	早大19	慶大18	一橋11	阪市大(7)	京大(6)	神大(6)	横浜6	神商大(6)	
② 昭和43年度(1968)	中大38	早大25	慶大20	神大(13)	一橋8	東大8	明大8	横浜6	阪市大(5)	関大(5)	
③ 昭和44年度(1969)	中大40	慶大23	早大21	明大15	一橋14	東大9	神大(7)	横浜5	神商大(5)	関大(5)	
④ 昭和45年度(1970)	慶大39	中大29	早大26	東大12	一橋9	明大9	神大(8)	同大(8)	横浜7	関大(4)	
⑤ 昭和46年度(1971)	中大51	早大38	慶大28	明大22	横浜14	東大8	神大(8)	同大(7)	京大(5)	阪市大(4)	
⑥ 昭和47年度(1972)	慶大48	中大47	早大32	明大17	東大13	神大(11)	京大(10)	一橋9	横浜6	同大(5)	
⑦ 昭和48年度(1973)	慶大42	早大30	明大18	中大16	一橋11	東大9	日大8	法大5	横浜2	立大1	
⑧ 昭和49年度(1974)	中大65	慶大61	早大42	明大25	東大10	一橋8	横浜8	法大7	立大5	-	
⑨ 昭和50年度(1975)	慶大32	早大22	中大16	明大16	東大9	日大6	法大5	一橋3	-	-	
⑩ 昭和51年度(1976)	慶大50	早大44	中大29	明大28	一橋14	日大8	法大6	横浜6	立大6	東大5	
⑪ 昭和52年度(1977)	慶大45	早大44	明大30	中大26	一橋13	日大7	東大6	法大6	立大6	横浜5	
⑫ 昭和53年度(1978)	慶大39	早大37	中大34	明大13	一橋6	法大6	東大5	横浜5	立大3	日大2	
⑬ 昭和54年度(1979)	慶大36	早大29	中大23	明大14	一橋9	法大8	東大5	横浜5	立大5	日大5	
⑭ 昭和55年度(1980)	慶大30	早大30	中大27	明大17	一橋9	横浜8	法大5	東大3	立大3	-	
⑮ 昭和56年度(1981)	慶大26	早大24	中大20	明大13	一橋10	横浜7	東大6	法大6	日大3	立大2	
⑯ 昭和57年度(1982)	慶大26	早大18	明大16	横浜14	中大11	一橋8	東大5	法大4	立大4	日大1	
⑰ 昭和58年度(1983)	慶大39	早大34	中大20	明大19	横浜9	法大8	一橋8	東大5	立大5	日大2	
⑱ 昭和59年度(1984)	慶大54	早大40	中大27	明大20	一橋12	横浜11	東大8	法大6	日大6	立大3	
⑲ 昭和60年度(1985)	慶大53	早大36	中大21	明大19	一橋13	法大12	横浜10	日大9	東大9	立大2	
⑳ 昭和61年度(1986)	慶大63	早大56	中大40	明大28	一橋12	横浜12	東大14	法大13	日大14	立大4	
㉑ 昭和62年度(1987)	慶大68	早大49	中大36	明大27	一橋15	横浜15	東大13	法大7	日大7	立大5	
㉒ 昭和63年度(1988)	慶大68	早大45	中大38	明大23	一橋18	東大13	法大13	横浜10	日大6	立大2	
㉓ 平成元年度(1989)	慶大108	早大67	中大35	明大35	東大26	一橋18	法大12	立大12	日大11	横浜9	
㉔ 平成2年度(1990)	慶大111	早大78	中大46	明大36	一橋24	東大21	横浜18	法大15	立大9	日大8	
㉕ 平成3年度(1991)	慶大108	早大101	中大50	明大45	一橋32	東大28	横浜14	法大10	日大8	立大11	
㉖ 平成4年度(1992)	慶大126	早大110	一橋46	中大41	東大40	明大36	法大24	横浜19	立大14	日大5	
㉗ 平成5年度(1993)	慶大109	早大98	中大46	東大45	一橋36	明大32	法大13	横浜19	立大8	日大15	
㉘ 平成6年度(1994)	慶大140	早大102	東大57	一橋37	中大29	明大27	横浜19	法大14	立大10	日大4	
(計)	慶大1,610	早大1,297	953	明大633	413	東大392	271	法大205	135	立大120	

左の外上位十位……●神戸大32・京都大32・同志社大26
 平成6年度実績……●第二次受験者数一〇、三九一名●合格者数七七二名●合格率七・四%

(注)・上記の(計)は昭和42年度実績数よりの累計数を示す。●(慶大・平成年度・6年間連続・三桁合格達成)●

慶大出身・平成6年 会計士補実務補修所入所140名一覧表(連続20年・通算23年・大学別首位記録)

平成6年10月31日現在

氏名	卒年	氏名	卒年	氏名	卒年	氏名	卒年
渡辺 正人	56経	小久保清美	◎4経	横森 仁	◎6商	印東 徹	◎6経
北館清一郎	58文	松本 憲明	◎6法	石田 敦信	◎6経	曾宮 啓介	◎6商
法木 右近	◎59経	星野 正博	◎4商	大山幸一郎	●7経	田中 卓也	◎6経
武藤 真朗	◎60商	岩沢 浩司	4経	原山 剛	◎6経	前嶋 章宏	◎6経
石黒 玲子	61経	三辻 雅樹	◎4商	石田 大輔	◎6経	小川 雅紀	◎6経
深谷 壮一	◎61経	吉田 靖	◎4商	関口 智和	◎6経	平田 昌子	◎6商
石黒 一裕	◎61理	高柳 哲也	◎4商	御厨健太郎	◎6経	池谷美妃子	◎6理
谷村 俊之	61経	渡辺 正	◎4経	今野 智	◎6経	北川 順一	◎6商
瀬川 則之	◎61経	鈴木 宏	4理	比留間郁夫	6経	高木 理恵	◎6商
小林 弥	◎62経	関口 男也	◎5法	朝貝 義幸	●8経	増馬 崇之	●8経
喜田 道弘	62理	藤本 幸宏	◎6商	伊藤 研造	◎6理	山田 源	◎6経
利根川正明	◎62経	梶田 美紀	◎5商	酒井 雄一	3商	二階堂昌吾	◎6経
川上 尚志	◎62商	清田 卓生	◎5経	神野 雅央	◎6経		
阿久津 裕	◎63政	布施 寛	◎5経	高土 千佳	◎6経	大谷 浩二	◎6経
森藤 千加	63経	水上 慶太	◎5修	滝沢千絵子	◎6経	大平 豊	3商
		吉村 潤一	◎5経	中山振一郎	◎6経	小宮 祐二	3経
吉田 哲也	◎6経	峰内 敬司	◎5経	大橋 泰二	●7経	高見 慎和	●在学
田中 慎一	◎6経	吉村 淳一	◎5経	沢田 宏美	6商	高嶺 俊一	◎60経
金井 匡志	◎1経	伊藤 孝明	◎5法	富田 雅樹	●8経	田中 弘隆	◎6経
工藤 経芳	◎1商	石井 克昌	◎5商	中山 立	●8経	鳥越 貞成	6法
岡田 章宏	◎6経	神塚 勲	◎5経	塩谷 岳志	◎6商	中濱 利彦	5商
吉岡 裕樹	◎2商	宮下 宗久	◎5商	田村 健二	6商	西崎 賢治	5経
山本 秀一	◎2経	岩崎 潤也	5商	福島正一郎	◎6経	長屋 若菜	3経
川井 圭介	◎2経	大木 真	◎6理	伊藤 嘉基	6商	橋口 弘	2経
古藤 弘幸	2経	笹島 修平	◎5理	杉本あかね	◎6経	早川 功剛	◎4商
		鈴木 拓	◎5経	砂川 佳子	◎6経	林 泰年	6商
中村 吉伸	◎6経	波光 史成	◎5経	田村 創一	●7経	三宅 孝典	◎4商
山岸 村和	◎3経	日高 崇介	5経	大曲 伸弘	◎6経	宮本 茂	61商
古磯 仁明	◎3経	山岡信一郎	◎5経	児玉 尚剛	◎6商	村井 達久	◎6経
山崎 亮雄	◎3経	長谷川裕昭	◎5商	茂成 奈緒	◎6経	森田 知之	2修
吉富健太郎	3商	赤松 大介	◎5商	稻吉 崇	◎6商	横山 豊	62経
神尾 康生	◎3経	杉山 啓	◎5経	大厩 隆啓	5経		
濱本 明	3経	出町 則之	◎5経	河合 洋明	◎6商	(◎は登録済97名)	
籠原 一晃	3商	江下 聖	◎6経	矢部 直哉	●8経	(未登録者43名)	
宮田 智浩	◎4経	杉山 正樹	◎60経	岡部由紀子	◎6商	総計 140名	
長沼 由佳	◎4文	宮田 八郎	●8商	島村 和也	●8経		
内田 彰	◎4商			高橋 秀輔	◎6経	(女性合格者15名)	
酒井 吉和	4商			板津 利行	◎6経	(●は在学中11名)	

(受験者数10,391名 2次合格者772名・合格率7.4%)

慶大出身・公認会計士・平成6年度登録者・新人97名一覧表 (平成5. 11. 1~平成6. 10. 31)

平成6年10月31日現在

氏名	登録番号	卒年度	氏名	登録番号	卒年度	氏名	登録番号	卒年度
1 中嶋 宏次	(45)11757	45商	36 上田 哲久	②11953	62法	69 鈴木真紀江	②12166	●3経
2 石橋 孝次	①11761	63商	37 後藤 雅之	②11956	62法	70 森重 俊寛	②12179	3経
3 芳賀 保彦	②11765	4経	38 坂東 正裕	②11973	2経	71 中村 元彦	②12185	63経
4 石井 誠	②11770	1商	39 田谷 直樹	②11978	1経	72 新居 伸浩	①12190	63商
5 斎藤 勉	②11775	59商	40 橋本 聡	②11979	63経	73 立山 潤	②12197	1商
6 奥村 始史	②11780	61商	41 前田 敏男	①11991	61経	74 沢田 昌之	②12205	2商
7 深沢 烈光	①11785	60商	42 田久保 謙	②11993	60政	75 近藤 久晴	②12209	57商
8 福井 聡	②11787	1経	43 小山 剛史	②11999	4経	76 松永 夏也	②12210	60法
9 竹内 純子	②11798	●3法	44 宗雪 賢二	①12000	1経	77 飯塚 良成	②12212	63商
10 小林 由麻	②11799	●63経	45 角田 留美	②12002	●3商	78 崎間 憲和	②12218	1商
11 山崎 慎司	②11819	3経	46 鈴木 啓公	②12005	4経	79 石上 卓哉	②12219	2商
12 神谷 修	②11828	1経	47 小林 功幸	②12007	1経	80 大山 充	②12224	58経
13 増田 一	②11837	1経	48 山本 宏和	(61)12021	59商	81 由良 知久	②12225	1商
14 三浦 智志	②11846	63商	49 吉田健太郎	②12024	4経	82 小池 健司	②12227	61法
15 栗石 博之	②11852	62経	50 野呂伸一郎	②12026	56経	83 金田 洋一	②12229	63商
16 上瀧雄一郎	①11801	57経	51 植田 俊道	②12031	2商	84 松雪 皇二	②12249	2経
17 役 学	②11859	2経	52 堀越 喜臣	②12032	2商	85 松元 良範	②12250	62経
18 島村 幸子	②11862	●3経	53 柳井 浩一	②12033	1商	86 神保 団	②12254	4経
19 福島 朋亮	②11867	3経	54 細井 俊孝	②12081	1経	87 鈴木 淳二	②12258	59商
20 佐竹 正規	②11871	63理	55 片山 清	②12082	2商	88 藤井 達也	②12282	3経
21 大矢 俊樹	②11887	4経	56 出沢 尚	②12099	4経	89 清水 雅人	②12306	2商
22 坂本 邦夫	②11888	47経	57 鑄木 慎治	②12103	4経	90 伊垣 良	②12307	4商
23 葉山 良子	②11892	●58文	58 久保田 果	②12105	2商	91 山元 清二	①12310	63経
24 松浦 利治	②11895	3商	59 内田由加里	②12118	●63商	92 種村 智子	②12313	●60文
25 梅谷 哲史	②11896	2経	(旧姓・菅田)			93 一杉 和弘	②12321	54経
26 福村 寛	②11899	3経	60 江 俊達	②12119	4経	94 林 毅	②12187	2経
27 本岡 正人	②11900	2経	61 宮城由美子	②12126	●62商	95 清水 恵子	②11854	●3商
28 阪田 大門	①11906	1法	(旧姓・臺)			(旧姓・川口)		
29 大和 哲夫	②11908	63商	62 大西 国仁	②12132	58法			
30 宮川 和大	②11918	1経	63 曾根 慶二	②12140	3経	大学院卒		
31 緒方 雅人	②11919	3経	64 上田 正樹	②12144	1商	96 白井 太郎	②11932	3商
32 前川 英樹	②11934	1商	65 平木 達也	②12148	2商	97 中谷 賢一	②12124	3院
33 伊藤 功樹	②11938	3法	66 柏原 隆之	②12151	1経	(注・●は女性10名)		
34 山崎 一彦	②11942	4経	67 伊藤 文雄	②12160	1商			
35 山川 幸康	②11946	2経	68 藤田 和弘	②12163	63経	(総計 97名)		

注・(①は平成1年、②は平成2年度・二次の試験合格者)

I. 復興の昭和20年代(チョコ・キャラメル)
米国へのあこがれ、経済自立から高度成長へ、
乗用車生産本格化、電化元年、舶来品への決別、

昭和

- 20・太平洋戦争終結、財閥解体、ヤミ市が出現
- 21・新憲法公布、サッカリンの使用許可
- 22・ロッチがガムの製造開始
- 23・銀座で戦後初のファッションショー
- 24・ドッジライン、シャープ税制勧告、下山事件
- 25・朝鮮戦争始まり、特需ブーム起こる
- 26・サンフランシスコ講和、パチンコ大流行
- 27・砂糖統制撤廃、日本がIMF・世銀に加盟
- 28・テレビ放送開始、街頭テレビがブームに
初のスーパーマーケット、東京青山に開店
- 29・電気洗濯機急速普及、缶ジュース新発売

II. 高度成長の昭和30年代(大量生産時代到来)
三種の神器(冷蔵庫・テレビ・洗濯機)技術革新
大量消費とレジャーブーム、インスタント食品

- 30・自民党結成55年体制、トランジスターラジオ
- 31・太陽族、経済白書に「もはや戦後ではない」
- 32・ロカビリーブーム
- 33・聖徳太子一万円札発行、売春防止法施行
- 34・皇太子(現天皇)ご成婚、深夜放送開始
- 35・カラーテレビ放送開始、池田内閣所得倍計画
- 36・アンネナプキン発売
- 37・テレビ受信1000万台突破、コカコーラ本格売
- 38・日米で初のテレビ中継(ケネディ暗殺)
- 39・東京オリンピック、東海道新幹線発足

III. らん熟の昭和40年代(マイカー、海外旅行)
3C(カー、カラーテレビ、クーラー)昭和元禄
高成長のひずみ(石油ショック、狂乱物価)

- 40・日銀、山一証券に特別融資、ミニスカート
- 41・全日空機、羽田沖等航空事故相次ぐ
- 42・日本の人口、1億人を超える
- 43・ポケットベル営業開始、府中3億円事件発生
- 44・八幡・富士両製鉄が合併調印、全国開発計画

- 45・大阪万国博覧会、フライドチキンが日本進出
- 46・環境庁発足、日清食品、カップヌードル発売
- 47・角栄日本列島改造論、あさま山荘事件発生
- 48・第4次中東戦争を機に第1次石油ショック
- 49・角栄金脈内題辞任、消費者物価暴騰

IV. 転換期の昭和50年代(VTR戦争、ファミコン)
軽簿短力へ、個性化の時代、不確実の時代、
第2次石油ショック後の長期不況、政局混乱

- 50・ソニー家庭用VTR発売、100円ライター人気
- 51・国鉄赤字3兆、角栄逮捕、宅急便開始
- 52・日航機ハイジャックでダッカ、焼酎ブーム
- 53・成田空港開港、ピンクレディがブーム大賞も
- 54・イラン革命を機に第2次石油ショック
- 55・衆参同時初選挙、写真週刊誌ブーム
- 56・ポートアイランド博覧会、半導体交渉決着
- 57・ホテルニュージャパン火災、CDブルーヤ発売
- 58・東京ディズニーランド開園、NHKおしん大人気
- 59・NHK衛星放送開始、グリコ・森永事件発生

V. バブルに踊った昭和60年代(高級志向)
金余りのバブル時代、空前好景気、財テク
女性の時代、長大景気後の深刻不況に見舞わる

- 60・つくば科学万博、日航機群馬山中に墜落
- 61・円高不況強まる、男女雇用機会均等法施行
- 62・NTT株上場、JR各社開業、ブラックマンデー
- 63・青函・瀬戸開通、リクルート疑惑、地価高騰

VI. 平成時代(新たな潮流に期待・携帯電話)
平成6年企業リストラ強化、すったもんだ、
価格破壊、生活・国内産業構造・価値観の変化

平成

- 元・昭和天皇崩御、消費税施行、株価史上最高値
- 2・東西ドイツ統一、雲仙普賢岳198年目に噴火
- 3・湾岸戦争、ソ連邦消滅、証券会社損失補填
- 4・カラオケボックスブーム、青山商事が銀座に
- 5・8党会派連立政権成立、55年体制崩壊・冷夏
- 6・村山政権発足、猛暑、関西国際空港が開港

資料

●94年監査法人別新規公開企業監査業務獲得数

(法人別)	(合計)	(上場)	(店頭)
①トーマツ	51(27)	19(14)	32(13)
②中央	30(22)	11(7)	19(15)
③太田昭和	21(15)	5(5)	16(10)
④朝日	19(14)	10(8)	9(6)
⑤ソフチャー	11(5)	6(4)	5(1)
⑥青山	12(5)	1(3)	11(2)
⑦その他計	20(11)	5(4)	15(7)
合計	164(99)	57(45)	107(54)

94年(1~12月)に証券取引所と店頭市場に株式を新規公開する163社の監査業務獲得数を監査法人別に集計したところ、トーマツが51社を獲得、10年連続でトップになった。一方で大手監査法人の合計シェアが小幅ながら低下した。94年は年央から新規公開ペースが、それまでの週3社程度から週3~5社に拡大されたため、新規公開企業は、前年の99社から大幅に増えた。特に、店頭登録は、昨年の54社から106社へと急増した。

大手4法人(上記①~④)への集中度は、前年の78.8%から74.2%に低下したものの、トーマツのシェアは前年比約4ポイント上昇、同法人では大企業の監査数が少なく、比較的早くから新規公開業務の拡大に取り組んだ結果と話している。

新規公開は90年に141社に達した後、株式相場の低迷で92年には僅か34社に落ち込んだ。

93年7月から週2~3社に制限されていたが、証券界中心に新規公開をもつと促進すべきとの要望が強まった。95年も、店頭中心に活発な新規公開が予想され、監査獲得数の多少が、監査法人の収益に影響を与えそうだ。

(94.12.12日経・カッコ内前年実績)

編集後記

◇公認会計士第二次試験の合格者が、本年も三桁合格で首位記録を更新。大学別で①連続20年間・②通算23年間、夫々首位の記録を樹立した。この着目すべき快記録を更に伸長するように努めたい。

◇橋本龍太郎通産大臣には、公務極めて多忙の中、特にご配慮を賜りご寄稿戴いたことに対して、有難く、紙上より厚く御礼を申し上げます。

◇平成6年国内トピックは①記録的猛暑と水不足深刻化②向井千秋宇宙行③大江健三郎ノーベル賞④長嶋巨人日本一⑤細川・羽田・村山3首相連立⑥中華機墜落264名死亡⑦中学生いじめ自殺⑧米不足で価格高騰⑨貴乃花横綱昇進⑩有毒サリンガス7名死亡⑪関西国際新空港オープン⑫政治改革法成立⑬新進党結成発足⑭税制改革法成立。

◇平成6年海外トピックは①金日成主席急死②ルワンダ内戦で難民200万人③フェリー沈没死者900人超す④南アでマンデラ大統領誕生⑤セナ選手激突死⑥中東和平貢献の3氏にノーベル賞⑦すい星群木星に衝突⑧英仏海峡トンネル開通⑨米中間選挙で民主党惨敗⑩旧ユーゴ紛争、NATO初の武力行使⑪大リーグ今季打切り⑫米朝核問題で合意。

◇読売の編集手帳によれば、向井・大江・長嶋・貴乃花が国内10大ニュースの明るい顔の一方で、夏の猛暑を一段と暑苦しくさせたのは3人の首相。疲れたから辞めたいの一言で細川さんが政権を投げ出し、羽田さんに代ったと思ったら僅か2ヶ月の短命で村山さんに。誠にめまぐるしかった。自衛隊合憲、安保堅持で世間を驚かせて案外続くか。

元旦に施行されるのが政党助成法。税金から年に総額309億。赤ちゃんからお年寄り迄国民一人当たり250円を負担してのお年玉だが等が指摘された。

(後記・日本公認会計士東京会副会長・西野清)

公認会計士三田会会報(第19号・1995年1月26日)

発行所 〒194 東京都町田市本町田3450-161
公認会計士 西野清 事務所気付
TEL 0427-22-8821
FAX 0427-22-6651
公認会計士 三田会
編集発行人 西野清

1978年1月1日創刊(毎年1回1月刊行)
振込口座 さくら銀行霞ヶ関支店
(普通) 639-4022583

塾出身の公認会計士・会計士補の有資格者は全員が協力し合って、公認会計士三田会・会員となられるよう左記迄に入会申込を願います。